

令和 6 年 第 3 回

太子町議会定例会会議録

開会 令和 6 年 9 月 2 日

閉会 令和 6 年 9 月 20 日

太 子 町 議 会

令和 6 年 第 3 回太子町議会定例会会議録目次

第 1 日（9 月 2 日）

開会宣告	9
会議録署名議員の指名	9
会期決定の件	9
諸般の報告（監査、南河内環境事業組合議会、大阪広域水道企業団議会、 大阪南消防組合議会）	10
報告第 6 号 令和 6 年度太子町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分の 件（町長提出議案）	14
報告第 7 号 令和 6 年度太子町一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分の 件（町長提出議案）	15
報告第 8 号 令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報 告の件（町長提出議案）	17
議案第 25 号 太子町立竹内街道歴史資料館改修工事請負契約締結の件（町 長提出議案）	18
議案第 26 号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴 う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について（町 長提出議案）	19
議案第 27 号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議につ いて（町長提出議案）	20
認定第 1 号 令和 5 年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について（町長 提出議案）	20
認定第 2 号 令和 5 年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に ついて（町長提出議案）	20
認定第 3 号 令和 5 年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定につ いて（町長提出議案）	20
認定第 4 号 令和 5 年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定につ いて（町長提出議案）	20
認定第 5 号 令和 5 年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい	

	て（町長提出議案）	20
認定第6号	令和5年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について（町長提出議案）	20
認定第7号	令和5年度太子町下水道事業会計決算の認定について（町長 提出議案）	20
議案第28号	太子町税条例中改正の件（町長提出議案）	23
議案第29号	令和6年度太子町一般会計補正予算（第5号）（町長提出議 案）	24
議案第30号	令和6年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） （町長提出議案）	24
議案第31号	令和6年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）（町 長提出議案）	24
議案第32号	太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求 める件（町長提出議案）	26
散 会		27

第2日（9月19日）

開 議		31
一般質問		31
散 会		73

第3日（9月20日）

開 議		78
議案第26号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴 う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について（総 務まちづくり常任委員長報告）	78
議案第27号	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議につ いて（福祉文教常任委員長報告）	78
認定第1号	令和5年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について（決算 常任委員長報告）	78

認定第2号	令和5年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（福祉文教常任委員長報告）	78
認定第3号	令和5年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について（総務まちづくり常任委員長報告）	78
認定第4号	令和5年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について（総務まちづくり常任委員長報告）	78
認定第5号	令和5年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（福祉文教常任委員長報告）	78
認定第6号	令和5年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（福祉文教常任委員長報告）	78
認定第7号	令和5年度太子町下水道事業会計決算の認定について（総務まちづくり常任委員長報告）	78
議案第28号	太子町税条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）	78
議案第29号	令和6年度太子町一般会計補正予算（第5号）（予算常任委員長報告）	78
議案第30号	令和6年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（福祉文教常任委員長報告）	78
議案第31号	令和6年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）（福祉文教常任委員長報告）	78
議案第33号	太子町国民健康保険条例中改正の件（町長提出議案）	96
議案第34号	令和6年度太子町一般会計補正予算（第6号）（町長提出議案）	97
議案第35号	副町長の選任について同意を求める件（町長提出議案）	99
	閉会中の継続審査の申し出について	100
	勇退の挨拶について	101
閉会		104

【 第 1 日 】

令和6年 第3回太子町議会定例会会議録

令和6年9月2日（月） 午前 9時30分開会

◎出席議員（9名）

1番	斧 田 秀 明 君	6番	村 井 浩 二 君
2番	建 石 良 明 君	7番	辻 本 博 之 君
3番	西 田 い く 子 君	9番	中 村 直 幸 君
4番	藤 井 千 代 美 君	10番	山 田 強 君
5番	森 田 忠 彦 君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町 長	田 中 祐 二 君	住民人権課長	木 村 厚 江 君
教 育 長	中 道 雅 夫 君	地域整備課長	小 濱 健 一 君
政策総務部長	小 角 孝 彦 君	観光産業課長	木 下 明 紀 君
まちづくり推進部長	鳥 取 勝 憲 君	環境農林課長	川久保 み の り 君
健康福祉部長	子 安 逸 二 君	子育て支援課長	胡 麻 千 代 君
教 育 次 長	東 條 信 也 君	福祉介護課長	辻 本 知 也 君
秘書政策課長	小 南 考 弘 君	いきいき健康課長	田 村 尚 子 君
企画担当課長	杉 山 裕 二 君	保険医療課長	堀 内 孝 茂 君
総務財政課長	小 泉 大 吾 君	教育総務課長 兼学校給食C所長	武 部 勝 浩 君
会計管理者 兼会計課長	小 路 展 裕 君	学務指導担当課長	竹 井 輝 隆 君
自治防災課長	辻 中 一 嘉 君	生涯学習課長	松 岡 健 一 君
税 務 課 長	田 中 信 幸 君		

◎議会事務局

事 務 局 長	正 野 正	書 記	木 下 雄 平
---------	-------	-----	---------

◎議事日程第 1 号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告（監査、南河内環境事業組合議会、大阪広域水道企業団議会、
大阪南消防組合議会）
- 日程第 4 報告第 6 号 令和 6 年度太子町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分の
件（町長提出議案）
- 日程第 5 報告第 7 号 令和 6 年度太子町一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分の
件（町長提出議案）
- 日程第 6 報告第 8 号 令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報
告の件（町長提出議案）
- 日程第 7 議案第 25 号 太子町立竹内街道歴史資料館改修工事請負契約締結の件（町
長提出議案）
- 日程第 8 議案第 26 号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴
う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について（町
長提出議案）
- 日程第 9 議案第 27 号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議につ
いて（町長提出議案）
- 日程第 10 認定第 1 号 令和 5 年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について（町長
提出議案）
- 日程第 11 認定第 2 号 令和 5 年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に
ついて（町長提出議案）
- 日程第 12 認定第 3 号 令和 5 年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定につ
いて（町長提出議案）
- 日程第 13 認定第 4 号 令和 5 年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定につ
いて（町長提出議案）
- 日程第 14 認定第 5 号 令和 5 年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて（町長提出議案）
- 日程第 15 認定第 6 号 令和 5 年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
について（町長提出議案）

- 日程第16 認定第7号 令和5年度太子町下水道事業会計決算の認定について（町長提出議案）
- 日程第17 議案第28号 太子町税条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第18 議案第29号 令和6年度太子町一般会計補正予算（第5号）（町長提出議案）
- 日程第19 議案第30号 令和6年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（町長提出議案）
- 日程第20 議案第31号 令和6年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）（町長提出議案）
- 日程第21 議案第32号 太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件（町長提出議案）

○議長（山田 強君） 皆さん、おはようございます。

本日、第3回定例会が招集されました。

皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

9月定例会より、各常任委員会において、発言の方法が、マイクのボタンを押してから発言する方式へと変更になりました。

指名され、必ずマイクボタンを押してから発言し、発言が終わりましたら、再度ボタンを押して消灯を確認してください。周囲の人もマイクが正しく操作できているか確認をお願いいたします。また、ボタンを押さずに発言した場合は、再度冒頭から発言をし直していただきます。

本会議の発言方法に関しては、従来から変更はありませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たり、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和6年第3回太子町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、何かとお忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、平素より議員をはじめ、住民の皆様には、町政の運営にご理解とご協力をいただいておりますこと、厚く御礼を申し上げます。

熱帯低気圧となった台風10号の影響については、引き続き大雨の警戒は継続させていただいておりますが、本町において、現在のところ被災の情報はございません。ただし、土曜日に行う予定のとくとか健診は中止とさせていただきました。全国的には各地で甚大な被害が発生しており、被災された方々に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします案件についてでございますが、報告といたしまして、令和6年度太子町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の件他2件、事件案といたしまして、太子町立竹内街道歴史資料館改修工事請負契約締結の件他2件、決算認定といたしまして、令和5年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について他6件、条例案といたしまして、太子町税条例中改正の件の1件、予算案としまして、令和6年度太子町一般会計補正予算（第5号）他2件、人事案として、太子町固定資産評価審査委員会委員

の選任について同意を求める件の1件、以上合わせまして、18件のご審議をお願いいたします。

さて、令和5年度一般会計決算の状況についてご報告いたします。

歳入では、町税や府支出金が増額となった一方で、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業に対する補助金などの国庫支出金が減額となったことなどで、全体としては対前年度比3.0%の減額となりました。一方、歳出では、障がい福祉サービスに係る介護給付・訓練等給付費や子ども医療費助成などの扶助費は増額となりましたが、新型コロナウイルスワクチン接種事業費などの減額により、全体としては対前年度比3.6%の減額となりました。

これにより、実質収支については、昨年度に引き続き黒字を確保いたしておりますが、財政指標の1つである経常収支比率につきましては、93.4%となり、前年度から5.5ポイント悪化しております。また、地方交付税や地方譲与税、国・府支出金、町債等の依存財源の合計は、歳入総額の62.9%を占め、依然として国や府に依存した財政構造となっていることから、引き続き、自主財源の確保に努めながら、不断のPDCAサイクルによる施策の点検、評価を行いつつ、限られた財源をより有効活用していくとともに、令和5年5月に設置した「南河内地域2町1村未来協議会」における行政課題やその対応方策についての検討も踏まえ、更なる行財政改革や公民連携、広域連携に取り組むことで、より持続可能で安定した町政運営を行ってまいりますので、議員の皆様のご協力、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元に配布しております令和5年度主要施策報告書により、第5次総合計画における柱に沿ってご報告申し上げます。

初めに、「こころ健やかで元気に暮らせるまちづくり」についてでございます。

少子高齢化が進展する中、結婚から妊娠、出産、子育てにわたる切れ目のない支援により、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進するとともに、住民が健康に暮らせる体制の充実に引き続き取り組みました。

「子育て環境の向上」につきましては、子ども・子育て家庭への支援として、専門職による妊産婦や養育者への訪問等による相談支援と、出産・子育て応援ギフトによる経済的支援を行う妊娠・出産・子育てよりそいサポート事業のほか、乳幼児の保護者が他市町村の一時預かり事業を利用した際の割増し費用を助成する一時預かり利用支援補助金の支給などを実施しました。

また、医療的ケア児が地域で安心して暮らせるように医療をはじめ、保健や福祉、保育、教育等関係機関の連携を図るため、コーディネーターを配置し、更に河南町、太子町及び千早赤阪村障がい者地域自立支援協議会において、新たに医療的ケア児支援部会を、河南町及び千早赤阪村と設置し、支援体制の強化に取り組みました。

更に、母子保健の充実に関する取組として、3歳6か月児健診において、弱視等の早期発見に有用な屈折検査機を導入するなど、安心して子どもを育てる環境づくりに取り組みました。

次に、「住民の健康づくりの推進」につきましては、多様な主体の役割の明確化と積極的な連携、協働による健康づくりの機運醸成を図るため、太子町健康づくり推進条例を制定しました。

また、「地域福祉の充実」につきましては、障がいのある人を取り巻く状況の変化や国の新たな動きを踏まえ、「第4期太子町障がい者計画」及び「第7期太子町障がい福祉計画・第3期太子町障がい児福祉計画」を策定しました。

次に、「支え合い、安心して暮らせるまちづくり」についてでございます。

地域住民が安全、安心に暮らすための基盤となる施策や環境の整備に引き続き取り組みました。

初めに、「まちの安全性・快適性の向上」につきましては、大規模自然災害の発生や救急需要の増加、少子高齢化、人口減少社会の急速な進展など、様々な課題に的確に対処し、将来においても地域住民の安全、安心を確保するため、柏原市、富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町及び千早赤阪村の5市2町1村により、府内で最も広い地域を担う新たな消防組織、大阪南消防組合を設立し、令和6年4月1日から消防、救急業務を開始しました。

また、地域公共交通については、町内を運行していた金剛自動車株式会社によるバス路線が運転手不足等により、昨年12月20日をもって廃止されましたが、太子町地域公共交通会議、そして富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会により協議を重ね、4市町村のコミュニティバスの「金剛ふるさとバス」や本町の「たいしのってこバス」の路線再構築により、引き続き町内の公共交通を確保、維持することができました。

「地域環境の保全・向上」については、ゼロカーボンシティの実現に向け、太子町脱炭素ロードマップの重点取組施策として、生ごみの減量化や堆肥化による資源の有効活

用を目的に家庭用生ごみ処理機の無償貸与事業を行うとともに、子ども服のリユースイベントを開催し、多くの子育て世代の方々に利用していただくことができました。

続いて、「活力と魅力にあふれる、個性豊かなまちづくり」についてでございます。

人口減少への対応として、安定した経済活動が行われることは重要であることから、産業の振興や交流機能の強化による地域の活力向上に向け、引き続き取り組みました。

初めに、「地域経済を支える産業の振興」につきましては、引き続き、49歳以下の新規就農者への就農準備等の資金に対する補助など、次世代を担う農業者の育成支援を行いました。更に、農地や水路、農道が持つ自然環境の保全や水源の涵養などの多目的機能を地域が共同で維持、保全管理する活動を支援するため、新たに農空間の保全に向けた補助を行いました。

道の駅「近つ飛鳥の里・太子」は開設から26年が経過し、南阪奈道路の開通など、取り巻く状況が大きく変化しており、状況に応じた適切な施設の活用を図るため、大阪府と連携し、外部の専門家視点による必要な現状分析を行いました。

また、南阪奈道路太子インターチェンジ周辺において、新たな産業を誘致することにより、雇用の創出、地域経済の活性化を図るため、市街化調整区域における工場の立地を目的とする開発行為に係る基準を引き続き運用し、2件の立地に向けた協議が進行中です。更に、本町を東西に横切る主要な幹線道路である府道美原太子線沿道においても、開発予定建築物の用途の追加と最低敷地面積を緩和した市街化調整区域の立地基準を策定し、事業者の沿道における新規店舗等の進出にも配慮しつつ、良好な開発区域の誘導に取り組んでおります。

次に、「まちの魅力を生かした交流の推進」につきましては、本町の観光事業において中心的な役割を担っていただいております観光・まちづくり協会が令和6年4月1日より法人格を取得し、一般社団法人太子町観光協会となり、より一層観光に力を入れていただいておりますが、令和5年度におきましても、運営補助を引き続き行ってまいりました。

また、ふるさと納税制度を活用した自主財源の確保に関する取組として、スタートアップ企業「あるやうむ」との公民連携によるふるさと納税返礼品「NFT」の開発など、引き続きラインナップの充実のための取組を行いました。他方、令和5年度においては、総務省による全国の全てのふるさと納税返礼品に係る再審査が行われました。本町においては、再審査の結果が出るまで約1か月の時間がかかり、その期間中は大半の返礼品

を提供できないこととなりました。その影響もあり、令和４年度の個人版ふるさと納税に比べ、寄付件数はほぼ同数の３千９９２件、寄付受入額は約８５％となる３億９７７万４千円となりました。

次に、「豊かな自然・歴史とともに育つ、誇りあるまちづくり」についてでございます。

地域に愛着と誇りを持ち、地域を支える人材の育成に、引き続き取り組みました。

初めに、「地域とともに育む学校教育の充実」につきましては、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、全国から寄せられたふるさと太子応援基金寄付金、いわゆるふるさと納税寄付金を活用し、町立幼稚園及び小中学校の給食費の完全無償化を実施しました。

また、非認知能力をキーワードとした幼小中一貫教育については、各学校園での取組などの情報を保護者や地域へ発信するとともに、子ども同士の交流に重点を置いた取組を進めました。

更に、学校教育施設の老朽化対策を継続的、計画的に進める中で、山田小学校のトイレ改修１期目工事を行いました。

次に、「生涯にわたり学べる環境づくり」につきましては、町立総合スポーツ公園の老朽化対策として、総合グラウンドの照明設備等の改修を行いました。

また、「地域への愛着心の醸成」につきましては、国指定史跡二子塚古墳の保存、整備について、引き続き整備工事を進めるとともに、中山久蔵寒地稲作成功１５０周年を記念して、連携協定を結ぶ北海道北広島市と共同して、竹内街道歴史資料館における企画展やフォーラムの開催、住民を主体とした文化交流などに取り組みしました。

最後に、「みんなで歩む協働のまちづくり」についてでございます。

人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの変化など複雑化、多様化するニーズに対応するため、住民の皆様をはじめ、企業や各団体など、多様な主体との信頼関係の構築を進めながら、連携、協働のまちづくりに引き続き取り組みました。

初めに、「住民との協働の推進」につきましては、広報サポーター制度による住民主体の情報発信や公式ＬＩＮＥのプッシュ型通知を活用した行政情報の発信、タウンミーティングや町長直通便により、引き続き広く住民の声を聞きながら、町政運営を進めてまいりました。

更に、公民連携の取組といたしまして、新たに３者と包括連携協定を締結するとともに

に、ダイドードリンコ株式会社より頂いた企業版ふるさと納税寄付を活用し、事業構想大学院大学と太子町の3者連携による産官学連携プロジェクトを行い、新規事業の構想計画の策定等を行うなど、多種多様な企業や大学と新たな連携、協力を進めながら、更なる住民サービスの向上と地域活性化に向けて取り組みました。

次に、「効率的・効果的な行政経営」につきましては、電子申請ツールを使用した窓口手続きに関するデジタル化業務数の拡大を引き続き行い、自治体DXの更なる推進を行いました。

以上、令和5年度の主要な施策の成果についてご報告させていただきました。

今後、6月の所信表明で申し上げました施策をしっかりと進め、第5次総合計画における基本理念である「人と自然と歴史が交流し未来へつなぐ和のまち“たいし”」の実現に向け取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましては、改めてご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

最後となりますが、議員の皆様には、本定例会に提案しております議案につきまして、何とぞよろしくご審議いただき、ご議決、ご認定並びにご同意を賜りますようお願いを申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。

(開会 午前 9時30分)

○議長（山田 強君） 本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

これより令和6年第3回太子町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は配布しておりますとおりでございます。

○議長（山田 強君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、村井議員、7番、辻本議員を指名いたします。

○議長（山田 強君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

今回の定例会につきましては、8月26日に開催されました議会運営委員会でご検討いただいた結果、会期は本日9月2日から20日までの19日間で協議がまとまりましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から９月２０日までの１９日間と決定いたしました。

なお、定例会の運営予定ですが、配布しておりますとおり、本日は提出されました全ての議案を上程いたしまして、質疑の後、それぞれの常任委員会へ付託させていただきたいと思います。ただし、日程第４、報告第６号、日程第５、報告第７号、日程第６、報告第８号、日程第７、議案第２５号、日程第２１、議案第３２号につきましては、本日、全員審議でお願いいたします。

次に、委員会の日程ですが、３日、４日に決算常任委員会を、６日に総務まちづくり常任委員会を、１０日に福祉文教常任委員会を、１１日に予算常任委員会をそれぞれ開催していただきます。なお、審議が残りましたら、１２日の予備日を充てていただきたいと思います。また、追加議案等がございましたら、１３日に議会運営委員会と議員全員協議会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

１９日に一般質問で本会議を再開させていただきますが、この一般質問の通告締切りは５日の正午までとさせていただきます。２０日に最終本会議を開催させていただき、それぞれの付託案件について委員長報告を受け、議決を賜る予定でございます。

次に、諸般の報告ですが、本日は監査の報告、南河内環境事業組合議会の報告、大阪広域水道企業団議会の報告、大阪南消防組合議会の報告を予定しております。

また、本定例会までに受理いたしました陳情・要望等につきましては議員全員協議会で取扱いを決めていただき、措置したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山田 強君） 日程第３、諸般の報告を議題といたします。

監査委員より例月出納検査結果報告があり、その写しを配布しておりますので、ご了承をお願いいたします。

次に、南河内環境事業組合議会の報告を求めます。

辻本議員。

○７番（辻本博之君） おはようございます。

令和６年８月１６日、第２回南河内環境事業組合議会定例会のご報告を申し上げます。

本会議前に議員全員協議会が開催され、組合副管理者及び組合議会議員の異動報告の後、議会運営委員長から、委員会の結果報告として、提出議案の取扱いや会期などの報

告がございました。

続きまして、本会議の提出案件です。

1、報告第2号、副管理者の異動については、まず西野修平河内長野市長が本年8月3日付で、また森田昌吾河南町長が本年3月29日付で、田中祐二太子町長が本年4月18日付で、菊井佳宏千早赤阪村長が本年7月16日付で組合副管理者にそれぞれ就任された報告でございました。

2、報告第3号、組合議会議員の異動については、富田林市から寺内裕介議員、河内長野市から桂聖議員、大阪狭山市から西野滋胤議員、太子町から私、辻本博之が新たに選出された報告でございました。

3、報告第4号、令和5年度南河内環境事業組合一般会計予算継続費繰越計算の報告については、クレーン電気設備更新事業において5千880万6千円、第1清掃工場基幹的設備改良事業において30億3千850万8千円を、それぞれ翌年度へ通次繰り越しされた報告でございました。

4、承認第3号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能になることなど、所要の改正を行うものとして、本年3月29日付で専決処分され、原案どおり承認されました。

5、議案第4号、令和6年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ9千688万3千円を追加し、総額を54億433万4千円とするもので、原案どおり可決されました。補正内容は、本年4月1日付の人事異動等に伴います人件費の補正及び第1清掃工場運営のための経費計上でございました。

6、監査報告第2号、例月出納検査の結果報告については、監査委員から、令和5年度1月から5月分及び令和6年度4月から6月分の例月出納検査の結果、特に問題はなかったとのことでございました。

7、認定第1号、令和5年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算については、歳入総額26億2千894万5千468円、歳出総額23億5千243万9千488円、翌年度繰越額が30億9千731万4千円の決算について、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付されたもので、原案どおり認定されました。

以上、簡単ではございますが、令和6年度第2回南河内環境事業組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○議長（山田 強君） 次に、大阪広域水道企業団議会の報告を求めます。

斧田議員。

○1番（斧田秀明君） 去る7月25日に開催されました令和6年第2回大阪広域水道企業団議会7月臨時会の内容について、私のほうからご報告申し上げます。

初めに、企業団議会の議長及び副議長の選挙が行われ、地方自治法第292条において準用する同法第118条第2項の規定に基づき、議長として四條畷市議会選出の島弘一議員が、副議長として貝塚市議会選出の川岸貞利議員がそれぞれ指名推選され、選挙の結果、当選となりました。

続いて、予算の繰越しに関する件について報告を受けました。内容については、令和5年度水道用水供給事業及び工業用水道事業における建設事業費予算について、工事の施工に伴い発生した状況の変化への対応に日時を要したことなどにより、水道用水供給事業で3億8千126万円、工業用水道事業で13億4千273万円をそれぞれ令和6年度に繰り越すものでございました。

本件につきまして、地方公営企業法第26条第1項の規定により、繰り越しされ、同条第3項の規定により、企業団議会に報告を受けたものでございます。

また、大阪広域水道企業団庭窪浄水場施設の調査を目的とした企業団議会議員の派遣についても、原案どおり可決いたしました。

以上、令和6年第2回大阪広域水道企業団7月臨時会の報告とさせていただきます。

○議長（山田 強君） 次に、大阪南消防組合議会の報告を求めます。

西田議員。

○3番（西田いく子君） おはようございます。

去る6月7日、令和6年第2回大阪南消防組合議会定例会が開催され、13件の議案が提案されましたので、内容の報告をいたします。

日程第1、議会運営委員会委員長報告については、副委員長に藤井寺市選出の山本忠司議員が互選されたこと、定例会の運営についてなどの報告がされました。

日程第2、会議録署名議員の指名については、3番、峯弘之議員、5番、生田達也議員が指名されました。

日程第3、会期の決定の議題については、会期を1日間とすることが決定されました。

日程第4、報告第2号、専決処分報告、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、また日程第5、報告第3号、専決処分

報告、大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、以上、全会一致で承認されました。

日程第6、報告第4号、専決処分報告、職員の旅費に関する条例の一部改正について、富田林市選出の草尾議員から質疑の後、全会一致で承認されました。

日程第7、報告第5号、専決処分報告、令和5年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第4号）について、全会一致で承認されました。

日程第8、報告第6号、令和5年度大阪南消防組合一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告についての報告がありました。

日程第9、議案第30号、財産の取得について、35メートル級の災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車の購入に伴う財産の取得について、全会一致で可決されました。

日程第10、議案第31号、消防ポンプ自動車CD-1型水槽付の購入に伴う財産の取得について、全会一致で可決されました。

日程第11、議案第32号、高規格救急自動車1台及び高度救命処置用資機材の購入に伴う財産の取得について、全会一致で可決されました。

日程第12、議案第33号、大阪南消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、任期満了に伴う選任で、引き続き國下博氏を選任することについて、全会一致で同意されました。

日程第13、一般質問についてですが、今回質問者がなく、その後定例会が閉会になりました。

次に、視察報告を行います。

令和6年8月8日、大阪南消防局、小池消防局長同伴の下、8市町村の組合議員17人が奈良県広域消防組合消防本部、吹田市危機管理センター、吹田市総合防災センターの3か所を視察研修しました。奈良県広域消防組合消防本部は、生駒市と奈良市以外全ての市町村を統括しており、消防広域化の効果についてお話を伺いました。吹田市では、2018年の大阪府北部地震を教訓に議論を重ね、市役所庁内3階に災害対策機能をワンフロア化、常設化した吹田市危機管理センターを設置、またこの4月にできたばかりの吹田市総合防災センターについての説明を受け、見学いたしました。

以上、令和6年第2回大阪南消防組合議会定例会の結果、また視察についての報告とさせていただきます。

○議長（山田 強君） 以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山田 強君） 日程第４、報告第６号、令和６年度太子町一般会計補正予算（第３号）の専決処分の件、これを議題といたします。

本件について、報告を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） おはようございます。

報告第６号、令和６年度太子町一般会計補正予算（第３号）の専決処分の件についてご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、消防団に配備している可搬式ポンプが故障したことに伴い、緊急に購入が必要となったため、可搬式ポンプの購入に要する経費の予算措置を行うものでございます。

それでは、補正予算書１頁をお開き願います。

本補正予算は、既定の歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ２１７万８千円を追加し、総額を６８億６千３１万７千円とするものでございます。また、債務負担行為の補正として、万博子ども招待事業の期間を、令和７年度から、令和６年度から令和７年度までに変更しております。

続きまして、１０頁、１１頁をお開き願います。

歳出についてご説明申し上げます。

８款消防費、１項消防費、３目非常備消防費、補正額２１７万８千円、事業別区分２、消防資機材整備事業２１７万８千円は、１７節備品購入費で、消防資機材、可搬式ポンプの購入費でございます。

続きまして、歳入でございます。

８頁、９頁に戻っていただきまして、１９款繰入金、１項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金、補正額２１７万８千円、１節財政調整基金繰入金２１７万８千円は、財源調整として財政調整基金から繰り入れるものでございます。

本補正予算は早急な対応が必要なことから、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、本年６月２８日付で専決処分を行いましたので、同条第３項の規定により、本議会にご報告申し上げます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） お諮りいたします。

報告第 6 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、報告第 6 号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

報告第 6 号を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、報告第 6 号、令和 6 年度太子町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分の件は、報告のとおり承認されました。

○議長（山田 強君） 日程第 5、報告第 7 号、令和 6 年度太子町一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分の件、これを議題といたします。

本件について、報告を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 報告第 7 号、令和 6 年度太子町一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分の件について、ご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、定額減税補足給付金給付事業を実施するに当たり、新たに示された国の調整給付金算定ツールにおいて処理した結果、調整給付額に不足が生じたため、調整給付金の支給に要する経費の予算措置を行うものでございます。

それでは、補正予算書の 1 頁をお開き願います。

本補正予算は、既定の歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ 2 千 5 0 0 万円を追加し、総額を 6 8 億 8 千 5 3 1 万 7 千円とするものでございます。

続きまして、８頁、９頁をお開き願います。

歳出についてご説明申し上げます。

２款総務費、１項総務管理費、１０目企画費、補正額２千５００万円、事業別区分９、定額減税補足給付金給付事業２千５００万円は、１８節負担金補助及び交付金で、定額減税調整給付金でございます。

続きまして、歳入でございます。

６頁、８頁をお願いいたします。

１５款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、補正額２千５００万円、１節総務管理費補助金２千５００万円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

本補正予算は、早急な対応が必要であることから、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、本年８月１日付で専決処分を行いましたので、同条第３項の規定により、本議会にご報告申し上げるものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） お諮りいたします。

報告第７号は、会議規則第３９条第２項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、報告第７号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

報告第７号を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、報告第7号、令和6年度太子町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の件は、報告のとおり承認されました。

○議長（山田 強君） 日程第6、報告第8号、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件、これを議題といたします。

本件について、報告を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 報告第8号、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件について、ご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率を、また同法第22条第1項の規定により、資金不足比率を、それぞれご報告させていただくものでございます。

まず、一般会計を対象とした実質赤字比率並びに財産区特別会計を除く全会計を対象とした連結実質赤字比率については、前年度と同様、各会計の収支において赤字が発生していないことから、横バー表示とさせていただきます。

次に、実質公債比率については、元利償還金の減少や標準税収入額等の増加などにより、前年度より0.3ポイント減少し、4.2%となっております。

将来負担比率につきましては、地方債残高の減少などの影響により、前年度より15.5ポイント減少し、マイナス64%となることから、指標値が算定されないため、横バー表示とさせていただきます。

資金不足比率については、下水道事業会計において資金不足が発生していないことから、横バー表示とさせていただきます。

参考としまして、それぞれの指標値の下に括弧書きにて、本町に適用される基準値を記載しておりますので、ご参照ください。

なお、本報告につきましては、意見書として監査委員の意見を付しておりますので、併せてご参照ください。

以上、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。

○議長（山田 強君） ただいま、報告がありました。

以上で、報告第8号、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告

の件を終わります。

○議長（山田 強君） 日程第7、議案第25号、太子町立竹内街道歴史資料館改修工事請負契約締結の件、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（東條信也君） 議案第25号、太子町立竹内街道歴史資料館改修工事請負契約締結の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

この度、太子町立竹内街道歴史資料館改修工事を実施するため、令和6年7月25日、2社による指名競争入札を行いました結果、5千941万8千700円で株式会社丸末が落札者に決定しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び太子町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書の2頁をお開き願います。

工事内容は、建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式でございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札で、株式会社田中工務店ほか27社により7月4日に資料配布を行い、7月25日に入札を執行しております。

次の頁の入札経過書をお開き願います。

株式会社今西組ほか22社が事前辞退、1社が失格となりまして、株式会社丸末ほか4社（うち2社無効）から応札があり、株式会社丸末が最低制限価格の5千401万7千円で入札されたことから、7月25日に仮契約を締結したものでございます。

なお、工期につきましては、令和7年3月28日まででございます。

説明は以上となります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第25号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員会付託を省

略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第 25 号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 25 号、太子町立竹内街道歴史資料館改修工事請負契約締結の件は、原案どおり可決されました。

○議長（山田 強君） 日程第 8、議案第 26 号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） 議案第 26 号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本協議内容については、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること、並びにこれに伴う大阪水道企業団規約を変更するものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第 26 号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議については、総務まちづくり常任委員会に付託いたします。

○議長（山田 強君） 日程第 9、議案第 27 号、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第 27 号、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が施行されることを受け、本年 12 月 2 日以降、現行の被保険者証の発行が終了することに伴い、大阪府後期高齢者医療広域連合規約を変更するにつき、関係市町村と協議を行うに当たり、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第 27 号、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議については、福祉文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山田 強君） 日程第 10、認定第 1 号から日程第 16、認定第 7 号まで、これら 7 件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（小路展裕君） おはようございます。

認定第1号、令和5年度太子町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第6号、令和5年度太子町の後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまで、6件の決算認定につきまして、一括して提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

令和5年度の一般会計をはじめ、各特別会計の決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定によりまして、去る7月31日に本町監査委員の審査を受け、決算審査意見書のとおり、適切である旨の審査結果をいただいております、同条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

なお、ご説明につきましては、令和5年度歳入歳出決算書において掲載しております会計ごとの実質収支に関する調書により、決算の結果のみとさせていただきたく、あらかじめご了承を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

では、まず初めに、認定第1号、令和5年度太子町一般会計歳入歳出決算認定についてのご説明を申し上げます。

決算書の18頁をお開き願います。

歳入総額63億7千520万5千711円、歳出総額61億7千162万9千968円で、歳入歳出差引額は2億357万5千743円となりますが、このうち、翌年度へ繰り越すべき財源3千908万2千円を差し引いた実質収支額が1億6千449万3千743円となり、全額を令和6年度へ繰り越すこととなります。

次に、認定第2号、令和5年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定でございます。

222頁をお開き願います。

歳入総額が14億4千28万9千738円。歳出総額は14億1千520万9千898円、歳入歳出差引額が2千507万9千840円、翌年度へ繰り越すべき財源がございませんでしたので、実質収支額は同額の2千507万9千840円となり、全額を令和6年度へ繰り越すこととなります。

次に、認定第3号、令和5年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定でございますが、256頁をお開き願います。

歳入総額が584万9千569円、歳出総額345万1千681円、歳入歳出差引額が239万7千888円、翌年度へ繰り越すべき財源がございませんでしたので、実質収支額も同額の239万7千888円となり、全額を令和6年度へ繰り越すこととなります。

次に、認定第４号、令和５年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定でございます。

２７６頁をお開き願います。

歳入総額は１２５万５千３５０円、歳出総額が７１万７千６８０円、歳入歳出差引額が５３万７千６７０円、翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので、実質収支額は同額の５３万７千６７０円となります。全額を令和６年度へ繰り越すこととなります。

次に、認定第５号、令和５年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定でございますが、２９６頁をお開き願います。

歳入総額１３億１千６７１万５千９００円、歳出総額が１３億５０４万６０３円、歳入歳出差引額が１千１６７万５千２９７円、翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので、実質収支額は同額の１千１６７万５千２９７円となり、全額を令和６年度へ繰り越すこととなります。

次に、認定第６号、令和５年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定でございますが、３３４頁をお開き願います。

歳入総額は２億７千３４０万９千１０６円、歳出総額は２億６千３４３万４千８５９円、歳入歳出差引額が９９７万４千２４７円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、実質収支額も同額の９９７万４千２４７円となり、全額を令和６年度へ繰り越すこととなります。

以上、誠に簡単ではございますけれども、認定第１号から第６号まで、６件につきましての提案理由並びに内容の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） 引き続き私のほうから、認定第７号、令和５年度太子町下水道事業会計決算認定についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

令和５年度太子町下水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法第３０条第２項の規定に基づき、去る７月３１日に本町監査委員の審査を受け、決算審査意見書のとおり適正である旨の審査結果をいただいております。同条第４項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

令和５年度太子町下水道事業会計決算につきまして、まず収益的収支でございますが、収益的収入は３億１千９万１千９３８円、収益的支出は３億８５９万５千６５４円とな

っております。

次に、資本的収支ですが、資本的収入は１億３千９９９万２千７３６円、資本的支出は２億２千６２２万１千９４１円で、差引き８千６２２万９千２０５円の不足額につきましては、当年度分消費税等資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、令和５年度太子町下水道事業会計決算の認定につきまして、監査委員の審査を経ましたので、地方公営企業法第３０条第４項の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

認定第１号、令和５年度太子町一般会計歳入歳出決算認定については、決算常任委員会に付託いたします。

認定第３号、令和５年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認定第４号、令和５年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について、及び認定第７号、令和５年度太子町下水道事業会計決算の認定についての３件は、総務まちづくり常任委員会に付託いたします。

認定第２号、令和５年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第５号、令和５年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、及び認定第６号、令和５年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての３件は、福祉文教常任委員会にそれぞれ付託いたします。

○議長（山田 強君） 日程第１７、議案第２８号、太子町税条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第２８号、太子町税条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が本年３月３０日に、また公益信託に関する法律が本年５月２２日に公布されたことに伴い、本条例に関連する一部改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、「公益信託ニ関スル法律」が全部改正され、新たに公益信託に関する法律が令和６年５月２２日に公布されたことに伴い改正された所得税法に基づき、公益信託に係る寄付金税額控除の規定を見直すものでございます。

その他、法改正に合わせての条文の整理等を行うものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第２８号、太子町税条例中改正の件は、総務まちづくり常任委員会に付託いたします。

○議長（山田 強君） 日程第１８、議案第２９号から日程第２０、議案第３１号まで、これら３件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第２９号、令和６年度太子町一般会計補正予算（第５号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ１億４千４７９万円を増額し、総額を７０億３千１０万７千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず歳出につきましては、物価高騰対策に要する経費のほか、前年度国庫補助事業等の精算に係る償還金などの予算措置を行っております。一方歳入につきましては、歳出増額に伴う財源措置として、国・府支出金、寄付金及び前年度繰越金で予算措置を行うとともに、財源調整として、財政調整基金繰入金の減額を行っております。

また、債務負担行為の補正として、万博催事業務事業の期間を令和７年度から、令和

6年度から令和7年度まで、に変更しております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第30号、令和6年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ2千865万1千円を追加し、総額を14億8千836万1千円とするものでございます。

本補正予算の内容でございますが、歳出では、地方公共団体情報システムの標準化に伴う滞納管理システムのデータ移行費のほか、令和5年度の府支出金の精算に伴う返還金、また前年度繰越金を基金に積み立てるため、財政調整基金積立金を増額いたしております。一方、歳入につきましては、滞納管理システムデータ移行費及び一般会計で実施している国民健康保険被保険者に対する保健事業の令和5年度事業費確定に伴う精算のため、一般会計からの繰入金を措置しているほか、令和5年度決算剰余金の確定による繰越金の増額を行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものであります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第31号、令和6年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ2千595万5千円を追加し、総額を14億5千848万8千円とするものでございます。

本補正予算の内容でございますが、歳出につきましては、介護給付費負担金等における令和5年度の国庫支出金の精算に伴う返還金及び介護給付費準備基金積立金の増額を行っております。歳入につきましては、介護給付費負担金等における令和5年度の支払基金交付金等の精算に伴う追加交付及び前年度繰越金の増額を行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものであります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第 29 号、令和 6 年度太子町一般会計補正予算（第 5 号）は、予算常任委員会に付託いたします。

議案第 30 号、令和 6 年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）、及び議案第 31 号、令和 6 年度太子町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、福祉文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山田 強君） 日程第 21、議案第 32 号、太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

町長。

○町長（田中祐二君） 議案第 32 号、太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件の提案理由を申し上げます。

現在、本町の固定資産評価審査委員会委員に就任いただいております建石昌博氏におかれましては、本年 9 月 28 日をもって任期が満了いたします。つきましては、同氏を引き続き委員に選任いたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

なお、任期につきましては、令和 6 年 9 月 29 日から令和 9 年 9 月 28 日まででございます。

何とぞよろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第 32 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 32 号は委員会付託を省略いたします。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第３２号を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、議案第３２号、太子町固定資産
評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、原案どおり同意されました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を散会といたします。

なお、本会議の再開通知は省略させていただきますので、ご出席のほど、よろしくお
願いいたします。

本日はご苦労さまでございました。

（午前１０時４９分 散会）

【 第 2 日 】

令和6年 第3回太子町議会定例会会議録

令和6年9月19日（木） 午前 9時30分開会

◎出席議員（8名）

1番	斧 田 秀 明 君	6番	村 井 浩 二 君
3番	西 田 い く 子 君	7番	辻 本 博 之 君
4番	藤 井 千 代 美 君	9番	中 村 直 幸 君
5番	森 田 忠 彦 君	10番	山 田 強 君

◎欠席議員（1名）

2番 建 石 良 明 君

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町 長	田 中 祐 二 君	住民人権課長	木 村 厚 江 君
教 育 長	中 道 雅 夫 君	地域整備課長	小 濱 健 一 君
政策総務部長	小 角 孝 彦 君	観光産業課長	木 下 明 紀 君
まちづくり推進部長	鳥 取 勝 憲 君	環境農林課長	川久保 み の り 君
健康福祉部長	子 安 逸 二 君	子育て支援課長	胡 麻 千 代 君
教 育 次 長	東 條 信 也 君	福祉介護課長	辻 本 知 也 君
秘書政策課長	小 南 考 弘 君	いきいき健康課長	田 村 尚 子 君
企画担当課長	杉 山 裕 二 君	保険医療課長	堀 内 孝 茂 君
総務財政課長	小 泉 大 吾 君	教育総務課長 兼学校給食C所長	武 部 勝 浩 君
会計管理者 兼会計課長	小 路 展 裕 君	学務指導担当課長	竹 井 輝 隆 君
自治防災課長	辻 中 一 嘉 君	生涯学習課長	松 岡 健 一 君
税 務 課 長	田 中 信 幸 君		

◎議会事務局

事 務 局 長 正 野 正 書 記 木 下 雄 平

◎議事日程第 2 号

日程第 1 一般質問

- ・ 太子町の公園整備について……………斧田秀明君
- ・ 学校給食について……………村井浩二君
- ・ 三世代同居・近居支援補助の今後について……………辻本博之君
- ・ 自治体婚活について……………〃
- ・ 農業の担い手の確保・育成を……………藤井千代美君
- ・ 教員の働き方の改善を……………〃
- ・ 国民健康保険料の引き下げを……………西田いく子君
- ・ 万博中止を府に迫れ……………〃
- ・ 希望が持てるまちづくりを……………〃

(開会 午前 9時30分)

○議長(山田 強君) 皆さん、おはようございます。

本日、一般質問で本会議を再開させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は建石議員より欠席届が提出されておりますが、会議の定足数は満たしておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより定例会を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は配布しておりますとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(山田 強君) 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問通告者は、配布しております一覧表のとおり、5名の議員より通告を受けております。

それでは、通告順に従いまして、順次、発言を許します。

まず1番目、斧田議員の質問を許します。

斧田議員。

[1番 斧田秀明君 登壇]

○1番(斧田秀明君) 皆様、おはようございます。議席番号1番、しなが会、斧田秀明でございます。通告に基づきまして、質問させていただきます。

今回は公園についての質問でございます。理事者におかれましては、適正なご答弁をお願い申し上げます。

太子町では公園利用者の安全のため、日頃からメンテナンスはもとより、既存の公園遊具を更新計画に基づいて、毎年計画的な公園遊具の維持管理や老朽化対策に取り組んでおられますね。今回の質問は、そのような維持管理面ではなく、公園の持つ多面的な役割を知り、その可能性を見つけていきたいためでございます。

まず初めに、太子町の公園の現況についての質問です。現在、太子町には幾つの公園があるのでしょうか。そして、それらの公園は何か分類されているのでしょうか。また、利用状況について特徴的な使われ方をしているものがあれば教えてください。

そして、次に、8月8日午後4時43分頃、宮崎県で最大震度6弱を観測する地震がありました。気象庁は今後、大規模地震が発生する可能性が平時より高まっているとし

て、南海トラフ臨時情報の巨大地震注意を初めて発表した。宮崎県沖地震が発生してから1週間となる。15日には内閣府は巨大地震注意の呼びかけについて、新たな大規模地震や特段の変化がなかったので終えることにしました。これまで以上に南海トラフ巨大地震が近くまで来ているという恐ろしさを残してきました。

このような状況の中で、太子町立公民館の跡地を防災公園の整備を計画しておられ、その状況についても答弁をお願いいたします。また、この一般質問はライブ配信されており、こういうときにこそ、住民の皆様に変更して地域防災で自助の取組となる呼びかけをしていただければ有意義だと思っております。

そして、3月議会の一般質問で取り上げた内容ですが、令和6年能登半島地震の被災自治体に派遣した職員の意見を採用された事業についても答弁をお願いいたします。

1問目の最後になりますが、大きな時計台が特徴の聖和台第1公園についてです。ここは太子町地域防災計画で大規模火災での緊急避難場所に指定されています。緊急避難場所に指定されているほかの公園については全てトイレがあります。地元の公園利用者からもトイレを設置してほしいとの強い要望を聞いております。

以上、公園全般の状況、防災と公園、派遣職員の件、並びに聖和台第1公園にトイレの設置要望についての答弁を求めます。

○町長（田中祐二君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

太子町の公園整備について、私のほうからご答弁を申し上げます。

現在、本町においては、都市公園が19か所、その他の小規模な児童公園が9か所の合計28か所の公園が設置されており、子どもたちの遊び場としてはもちろんのこと、近隣住民の皆様の憩いの場としてご利用いただいているところでございます。

その中でも、太子・和みの広場、太子町の歴史的な景観の保全や歴史等文化に触れ合い交流する場を提供することにより、住民の健全で文化的な生活の向上に資することを目的とし、平成16年に設置をされました。イベント広場やふれあい交流広場、野外ステージ、トイレなどが整備されており、更には、聖徳太子17条憲法の石碑や府指定文化財、松井塚古墳石棺や尼ヶ谷古墳石室など、随所に歴史的モニュメントや資料を配置し、聖徳太子御廟や叡福寺に近隣しているという地理的利点を活かした広場となっております。

更に、和みの広場では、春の聖燈会をはじめ、秋のふれあいT A I S H I など、数々のイベントにもご利用していただいているところでございます。このように、これから

の公園の在り方を考えていく中において、従来の遊びの場、憩いの場だけでなく、多面的な機能を兼ね備え、様々な場面で活用していくことが重要と考えており、中でも防災機能については切り離すことができないものと考えております。

本町では、長年住民の方々に利用していただきました太子町立公民館の跡地におきまして、災害時に地域住民の一時避難場所として活用できる設備機能を備えた防災公園の整備を計画しており、現在、そのための測量設計を行っているところでございます。

また、議員の質問にもありましたとおり、本年8月8日の日向灘沖を震源とする地震により、我が国初めて南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意が発表されました。これは平常時より巨大地震が発生する可能性が高まっているとして発表され、その後、政府より今後1週間、家具の固定など日頃からの地震への備えの再確認に加え、揺れを感じたら直ちに避難できる体制を取ってくださいと呼びかけられたところでございます。

このように、巨大地震がいつ発生しても不思議ではない状況の中、本年1月に発災し、多大な被害が出ました能登半島地震の被災地に、本庁から派遣者5名の職員の支援活動報告を受けた中で、被災者の皆さんが困っていることの1つにトイレの対応がございました。これは下水道本管の復旧に相応の時間を要し、電気や給水が復旧しても流すことができないため、長期にわたり自宅のトイレが使用できない状況が続いたことでございます。

これを受け、改めてトイレの重要性を認識し、本9月議会において、水の必要のない携帯トイレの購入費を補正予算として上程をさせていただきました。また、緊急避難場所に指定されている4か所の公園におけるトイレの整備状況でございますが、議員のご指摘のとおり、聖和台第1号公園のみトイレが設置をされておられません。聖和台第1号公園は聖和台の公園の中でも最も大きく、その大きさから災害時における近隣住民の緊急避難場所に指定されておりますが、普段は小さな子どもから高齢者まで幅広い世代に利用されている公園でございます。また、視点を変え、観光面から考えた場合、上ノ太子駅周辺から最も近い公共トイレが聖和台第3号公園であり、上ノ太子駅を起点として太子町内を歩いて散策される方々にとって、散策ルートからも外れてしまうことなど悩ましい問題の一つとなっており、位置的に聖和台第1号公園にトイレがあれば、もっと気楽に散策することができるといったご意見もお聞きをしているところでございます。

そのような公園利用者や来訪者の方々のご意見だけでなく、災害時において電気の不通、断水が長期化し、各家庭のトイレが使用できない期間が長くなる可能性もあること

から、改めて災害時のトイレの必要性を認識し、聖和台第1号公園への防災機能を備えたトイレ設置に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山田 強君） 斧田議員。

○1番（斧田秀明君） ご答弁いただきました太子町の中に28個の公園があり、思ったより多かったので意外な思いをしました。

ご答弁をいただきました太子・和みの広場は太子町の中央部に位置し、様々な機能を備えて、年間を通じて行事やイベントを実施しており、多くの利用者がいらっしやいます。これらのことから、住民の皆さんのコミュニケーションづくりに役立っていると思います。皆さんのお住まいの近くに公園はございますでしょうか。そして、利用されていらっしやいますでしょうか。

現在の公園の利用状況については、例年どおりのイメージでは、赤ちゃんが誕生されてからの公園デビューなのですが、今年の夏は皆さんもご存じのとおり、熱中症警戒アラートが発表される日が多く、外出を避け、室内等のエアコン等により涼しい環境にて過ごすこと、また、小まめな休憩や水分補給、塩分補給を求められているのが現状です。早く安心して外出できるような環境になってほしいものです。

そして、南海トラフ臨時情報の巨大地震注意が初めて発表されて改めて感じたことです。必ず巨大地震は来るんだと、自分の命を守るため、住民の皆さんに何が必要であるかを再度確認してください。そして、行政はそのためのフォローとして、今何が必要なのかを取り組んでください。政府より出された呼びかけは、町長の答弁にもありましたように、家具の固定等、日頃からの地震への備付け、再確認を加えてとの呼びかけがあったということです。すみません、揺れを感じたら直ちに避難できる体制を取ってくださいとの呼びかけでございました。自助である自分の命を守るための基本としての呼びかけです。

そして、聖和台第1公園のトイレにつきましては、前向きな取組として検討いただけるというふうな形で受け取らせていただきました。地元の利用者の方が喜んでいただける姿が見えてまいります。防災施設の緊急避難場所について、地域の皆さんの意見を聞きながら、改良整備事業とか並びに予算化についてご検討いただきますようお願い申し上げます。2問目に移らせていただきます。

先ほどの答弁の太子・和みの広場は、様々な取組の実施や駐車場やトイレも完備しているので、常に誰かが集まってくる場所として利用されています。しかし、その他の公

園の利用状況を見ると、どうしても限られた年代、限られた利用層になりがちではないでしょうか。太子町では毎年1か所ないし2か所の公園において、古くなった遊具の更新を行っております。私はこの遊具の更新をうまく利用して、新たな活用方法を見いだすことはできないのか、もっと幅広い年代に利用していただくことはできないのかを考えておりました。

その中で気になっていたのが太子地区の太井川沿いにある遊歩道についてです。この遊歩道は元々蛇行し、大雨のために氾濫していた太井川を大阪府が改修し、その結果、廃止となった河川の一部と聞いております。廃止後の公園ではなく、遊歩道として整備され、かなりゆったりとした空間があり、両側の緑地帯の中にはベンチなどがありますが、あまり有効的な利用がされていないように見えます。この遊歩道の現在までの経過並びに現在の活用について報告をお願い申し上げます。

また、この遊歩道に健康遊具などを置いて、住民の皆さんの健康増進につなげるような活用はできないでしょうか。これにより子どもから高齢者まで幅広く活用できることにより、地域コミュニティや世代間交流の活性化につなげることができるのではないのかと考えますが、町の考え方をお聞かせください。

○議長（山田 強君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） 幅広い年齢層に息長く求められる公園について、私のほうからご答弁申し上げます。

先ほど町長からもご答弁申し上げましたように、本町の公園は合計28か所ですが、大半の公園が設置されて20年以上経過しており、全体的に老朽化が進んでおります。

その中でも遊具については、その安全性が最も重要であることから、平成27年度に公園遊具の健全度を把握するため、公園施設製品安全管理士による点検調査を行い、その結果を基に公園遊具更新計画を策定し、それぞれの公園に求められるニーズに応じ、順次遊具の更新を行っております。

議員のご質問にありました太子地区の太井川、旧河川敷については、平成17年12月に大阪府富田林土木事務所との間におきまして、無償譲渡などについて覚書を締結し、大阪府により埋立てなどの基盤整備を行った後、本町において道路法に基づく町道認定を行い、遊歩道として整備を行いました。

当時は遊具などの設置も検討されておりましたが、近隣住民との協議の結果、ベンチ、

照明灯など最低限の内容となり、約20年が経過し、現在に至っておりますが、正直、あまり活発な利用はされておらず、その利用方法などについて苦慮しているところがございます。議員ご提案の健康遊具はその名のとおり、ストレッチや筋肉を鍛えるなど、日常生活の健康づくりを目的として、近年、社会的なニーズが高まり、多くの自治体で設置が進められているもので、今年度の内ノ町公園における遊具更新にも採用しております。

このような社会的ニーズも含め、太井川遊歩道については有効的かつ今までになかった新たな活用方法として、健康づくりを目的とした整備も視野に入れながら、住民の皆様により活用していただける内容を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山田 強君） 斧田議員。

○1番（斧田秀明君） ご答弁ありがとうございました。このような空間地があることを知っていることは近所の方以外には多分いらっしやらないんじゃないかなというふうに思います。そして、約20年近く今の状態が続いているのなら、近所の方もこのままがいいと考えている可能性もあります。

先ほど、答弁の中にもありましたように、高齢社会の中で健康で明るい老後を過ごすことは誰もが望むことです。日頃から楽しく体を動かし、公園での出会いによりコミュニケーションの幅が広がり、明るい太子町につながることを願っております。

答弁を求めるものではありませんが、既にある公園の老朽化対策だけではなく、ネットワーク化というふうなものについても考えてみてはいかがでしょうか。例として、各町内の公園を結んだウォーキングコースなどの設定というのはいかがでしょうか。また、新たな防災啓発の拠点づくりや健康づくりについては、担当課だけではなく、それぞれの関係部署との連携というふうなものをやっていただきながら、住民の皆さんの声も聞いていただきながら、実施をお願いできたらと思っております。

以上で私の一般質問を終えさせていただきます。

○議長（山田 強君） これにて、斧田議員の質問を終わります。

次に2番目、村井議員の質問を許します。

村井議員。

〔6番 村井浩二君 登壇〕

○6番（村井浩二君） おはようございます。議席番号6番、自民クラブ所属の村井浩二

でございます。通告に従いまして、学校給食アレルギー対応についての質問を行います。

今回の質問につきましては、昨年9月議会においても質問させていただいております。そのときのご答弁された町の取組の方針を述べていただきました。議事録からの抜粋です。今後も引き続き、食物アレルギーに対応した献立メニューの作成など、本町の学校給食運営委員会に諮りつつ、保護者や学校と情報共有を行い、できる限りの対応策を前向きに検討し、安心安全でおいしい学校給食の提供を引き続き行ってまいりたいとお示しいただきました。また、昨年9月定例会の質問にもご答弁いただきましたが、学校生活管理指導表での把握や対象児童生徒の保護者への主要食材の情報提供を行っておられること、また、配送時での工夫などについては、当然のことながらこの自治体でも行っている対応を行っていると言われました。

そもそもアレルギー対応は子どもの命に関わる問題であるため、慎重な対応基準が求められることを理解されますが、特にアレルゲン項目の多い児童生徒にはより細心の注意、慎重な対応が必要であることから、特に医師の診断書をはじめとした保護者の意見等を踏まえ、ご判断いただくなどして、できる限りの対応をお願いするものでございます。

また、厚生労働省はアレルギー疾患を有する子どもの数が年々増加傾向にあり、保育所などにおける対応に苦慮されている状況を鑑みて、アレルギー対応ガイドラインを策定されておられます。同様に文部科学省においても同じ趣旨のガイドラインを作成されておられます。

しかしながら、この間、アナフィラキシーショックの疑いによる死亡事故が発生するなど、いまだに食物アレルギーによる救急搬送事案が後を絶たない状況にあります。事前に食物アレルギー対象児童生徒の症状や留意点など、教育委員会や学校が把握していくことが、一歩間違えば人命に直結する問題なので、何よりも大事なことは言うまでもありません。

医師の診断のもと、学校生活管理指導表の提出のあった児童生徒の保護者へ献立表とは別の食栄養成分、配分配合表を配布し、主要食材の情報提供をしていくことは必要なことで、あらかじめ保護者に対して代替食を準備させておくというお知らせとして有効ではありますが、そもそも親が作る代替食が本来学校で学ぶべき食育教育といった観点で考えた場合、どのように考えるべきなのか、その点について伺います。

また、教育委員会の点検・評価報告書には、平成31年度までは点検評価シートには

アレルギーに関する簡素な評価内容の記述がありました。しかし、令和４年では点検評価シートに項目すらなく、学校保健部会の報告内容に、令和５年３月２１日の内容にアレルギー対策委員会についてのみ記載されているだけであって、実際、太子町食物アレルギー対策委員会というものが有名無実化の会合なのか、また同じく点検評価シートには食育に関して全くといっていいほど食物アレルギーに関する記述がされていないのですが、私としては評価項目にあって当然ではないかと考えます。

本町では、これまで給食センターの施設規模、状況を理由に、これまでも一貫として現状では困難であるとのご答弁をいただきましたが、今後、間違いなく増加していくアレルギー対応児童生徒への対応、いずれは減少していくから、ある意味、まだ、だましだましの対応で十分耐えしのげるというよう考えでは、時代に即した対応でないことは客観的に見ても分かるかと思います。

それでもまだ施設規模などを理由として、対応は不可能な旨をおっしゃり続けるのか。この間でも多くのアレルギーの子どもを持つ保護者から切実な思いが寄せられております。それらの声に対して子育て世代応援をモットーにしている太子町として取り組む姿勢というものをしっかり示していただきたいと思いますが、本町のお考えをお伺いします。

○議長（山田 強君） 教育次長。

○教育次長（東條信也君） 本町の学校給食における食物アレルギーの対応につきましては、学校給食法はもとより、国の対応方針並びに大阪府教育委員会作成の学校における食物アレルギー対応ガイドラインなどに基づいて行っております。また、太子町食物アレルギー対策委員会を設置し、学校給食における食物アレルギー対策についての協議、検討を行うとともに、毎年開催してございます太子町学校給食食物アレルギー対応検討会議では、園児、児童生徒の現状把握と個別のアレルギー対応についての協議等を行っております。

なお、食物アレルギー対策についての大幅な変更など、学校給食に関する重要事項につきましては、学校給食運営委員会で協議、決定させていただくこととなっております。

議員のご質問の中にもございました太子町食物アレルギーに対する具体的な取組につきましては、昨年９月の定例会の一般質問でご答弁させていただいたとおり、食物アレルギーを意識した献立作成と調理を行うとともに、使用材料についても、そば、ピー

ナツなどは使用せず、パン、練り製品、ドレッシングなどにも卵を使用してございません。

また、毎月開催の学校給食物資購入委員会においても、できる限りアレルギー物質の含まれていない食材を選定することとしてございます。更にはサラダに使用するマヨネーズなどを別容器で配送し、対象園児、児童生徒に取り分けて提供するなどの安全確保にも努めてございます。

この間の新たな取組といたしましては、ウズラ卵を使用したメニューにおいて、これまでのおかずと一緒に調理していたウズラ卵を別炊きし、別の容器にて配送提供したところ、食物アレルギーを有する園児、児童生徒や保護者の方、また学校の先生方からも大変好評をいただいているところでございます。

このような食材選定や献立策定、調理工程などの対応に加え、医師の診断による学校生活管理指導表の提出のあった園児、児童生徒の保護者には献立表とは別に食品栄養成分配合表を配布し、使用食品の原材料についての情報提供を行っているところでございます。

議員ご質問の施設整備を含めた更なる食物アレルギー対策や補食としてお弁当を持参することに対する取組などについてでございますが、現時点において本町の食物アレルギー対応の基本方針を原因食物を提供するかしないかの二者択一を原則としていることを踏まえ、食物アレルギー対応専用施設や設備の整備、また食物アレルギー対応食の提供については、今後の給食センターの在り方などと併せた検討課題であると考えてございます。

いずれにいたしましても、引き続き、食物アレルギーに対応した新たなメニューの検討、また調理工程や配送の工夫などを行い、食物アレルギーを有する園児、児童生徒ができるだけみんなと同じ給食が食べられるような対応を継続するとともに、保護者や学校の情報共有を行い、補食としてお弁当を持参した際の訪問対応など、できる限りの対応策を前向きに検討し、引き続き、安全安心でおいしい学校給食の提供を行ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山田 強君） 村井議員。

○6番（村井浩二君） ただいま教育次長より、現在、マヨネーズ、ウズラ卵などの別容器配送するなど、保護者の方、学校の先生方、または調理員の皆様のご理解とご協力を

得ながらアレルギー対応策を進めているとのご答弁をいただき、理事者におかれまして、もちろんのことご認識されているとは存じますが、児童生徒の人命に関わることでございます。保護者の皆様の日々の対応に相当なご苦労があることも私は強く感じております。

ご答弁にございましたが、学校でのみんなでいただく給食の時間は本当に楽しい時間でございます。保護者や学校、そして教育委員会と情報共有をしっかりと行い、ご提案ありましたお弁当の保温対応など、積極的に検討していただき、アレルギーに関する質問を終わります。

次に、地元で栽培されたお野菜、お米の利用について質問させていただきます。

本町においても、町内各所でお米の稲刈りが本格化してまいります。また、道の駅などでは、新鮮な四季折々の地元産のお野菜がたくさんのお客様にご好評いただいていると思います。全国の学校給食現場では、地元で栽培された食材を献立に取り入れ、積極的に地産地消の取組を進められている自治体は少なくないと考えます。

そこで、本町の学校給食におけるお野菜、お米などの地元食材の利用状況、また、地元食材を利用することについての課題、問題など、現在の状況をお伺いいたします。

○議長（山田 強君） 教育次長。

○教育次長（東條信也君） 学校給食においては、季節に応じた旬の食材や地元産のものをできるだけ積極的に献立に取り入れる地産地消の取組を行い、食育の観点からも栄養バランスの取れた献立作成に力を入れており、園児、児童生徒の保護者の方、また、学校の先生方からも大変好評をいただいているところでございます。

地元食材といたしましては、町内産のミカンやブドウをはじめ、ジャガイモ、タマネギ、キュウリ、サツマイモ、里芋、ナス、大根、カボチャ、コマツナ、ホウレンソウ、長ネギなどを活用しており、地域の自然や文化、産業に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の気持ちを育むことも必要と考え、地産地消の取組を積極的に進めているところでございます。この取組状況を園児、児童生徒や保護者に周知するため、毎月発行の献立表に地元食材の表示を行うなど、理解を深める取組も行っております。

このような中、令和5年度の地場産品目の使用割合でございますが、野菜、果物全体で57品目使用し、うち25品目の44%が地場産の食材として使用しており、令和4年度に比べ、地場産の使用割合は11.4%の増となっております。ちなみに、地場産

の定義は、大阪府内と近隣の奈良県葛城市、香芝市を含めたものを対象としており、太子町内産のうち9品目使用してございます。また、お米の使用につきましては、毎年度、JA大阪南より購入し、太子町産を含む南河内産のお米を使用しております。

議員ご指摘の太子町の地元野菜やお米の利用につきましては、学校給食を賄えるだけの量を安定的に確保することや、調理の適合した規格や品質が保たれていることなど、学校給食の食材として使用できる条件が整う必要がございます。今後も引き続き、現在実施している取組を継続しつつ、太子町の地元野菜やお米の使用につきましては、耕作状況など、農政部局との情報共有を図りながら、学校給食への使用についても調査研究を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（山田 強君） 村井議員。

○6番（村井浩二君） ただいま教育次長より、引き続き取組を継続しつつ、農政部局との情報共有を図り、調査研究を行ってまいりたいとのご答弁をいただき、以前にも同様の質問をさせていただきましたが、この間、学校給食の現場、そして地元農家さんの現場などを見聞を深めてまいりましたが、やはり学校給食における地産地消を進める中では、地元農家さんのご理解とご協力が肝心と考えます。どの野菜、お米など、どのシーズンに幾ら量必要なのか、農家さんは何も分からないまま、農作物を栽培されて努力されております。

本町で学校給食が開始されてからの食材調達のデータなど、農政部局を通じ、情報開示することにより、地産地消の取組もより計画的に、より効果的に進めることが可能ではないかと考えます。また、農政部局においては後継者対策、遊休農地対策、そして農業所得の向上につながるとも考えます。更には、学校給食に利用する農作物を栽培されている農地には、学校給食用食材栽培農地などを示したのぼりを設置することにより、学校給食に携わり、ご協力いただける全ての方々の士気高揚につながると思います。

皆様もご存じのとおり、昨今の米不足による米価の高騰、または天候不順による野菜価格の高騰などの対策として、供給側の農政部局と需要側の教育委員会との密な連携をしっかりと行い、学校給食における地産地消を積極的に進めていただきますように強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（山田 強君） これにて村井議員の質問を終わります。

次に、3番目、辻本議員の質問を許します。

辻本議員。

〔7番 辻本博之君 登壇〕

○7番（辻本博之君） 皆様、おはようございます。議席番号7番、公明党、辻本博之です。通告により一般質問をさせていただきます。理事者におかれましては適切なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、三世代、二世帯同居・近居の支援補助事業拡充について質問をさせていただきます。

現在、太子町では若年世代の転入及び定住を促進し、三世代が安心して暮らせる環境づくりをつくるため、子育て世代が町内在住の親世帯に新たに同居、また新たに近居する際の住宅の取得、またはリフォーム費用の一部助成を行っています。この制度は若年世代の定住の促進、ゆくゆくは少子化対策につながる大切な制度でございます。ですので、この補助を受けるには幾つかの資格項目があります。

町内近居の場合は、子世帯が従前より町内に住宅を所有しておらず、新たに町内に住宅を取得していること、同居・近居の親、祖父母、単身化が1年以上継続して町内に居住、住民登録していること、申請日に町内で取得した住宅に子世帯の全員が居住、住民登録していること、子世帯、親世帯の全員が町税などを滞納していないこと、そしてもう一つは、子世帯は中学生以下、出産予定を含む母子手帳などで確認できることの子と同居している世帯であることが条件です。

しかし、今の日本の婚姻は減少傾向、晩婚化が進んでおり、親世代の高齢化などで同居・近居を考えている子世帯が必ずしも子育て世代になりません。また、晩婚化が進んでいる今日、子どもを持ちたくてもそれがかなわないご夫婦もいらっしゃいます。これまで親とは別に生活してきたご夫婦が親孝行のために同居を考えるということはよほどの覚悟があるはずです。同時に同居することにより、家族の会話やコミュニケーションが増える、お互い体調が悪いときなど安心できるなど多くのメリットがあります。

高齢化が進む日本において、65歳以上のひとり暮らしの数も年々上昇しています。核家族化が進んだ昨今、結婚した子どもが親と住むのは当たり前ではなくなりました。もちろん、高齢者が1人で自立した暮らしを送ることはデメリットばかりではありません。同居のストレスを感じず気ままに暮らしていきたいと考える人や、子どもに迷惑をかけたくないと感じる人も多いと予想されます。しかし、健康なうちは問題がなくても、介護が必要になったり、人の手がないとスムーズに生活が送れなくなったり、ひとり暮

らしの継続が困難になる可能性などの不安材料も出てきます。

独居老人が抱える大きな問題が病気やけがに関する備えです。発見が遅れることで重篤化したり、入院が必要になったり、更に認知症の問題もあります。認知症は本人が異変に気づきにくい特徴を持った病気です。家族や近隣の人との関わりがないと発見が遅れがちになります。どんな病気やけがでも発見が遅れると、そのまま孤独死につながる可能性が高いと考えられます。行政による見守りサービスも様々対応し、充実しつつありますが、家族が同居・近居していることがどれだけ心強い計り知れません。

近隣の他市町村でも若年世代の同居・近居の支援を行っている自治体があります。富田林市や河南町では子世帯に子どもがいなくても、40歳以下などの条件を満たせば補助を受けれることができます。親の面倒を見ることは子の義務でもあり、誰にでも平等にあることです。太子町でも親と同居する際に、子育て世代前提で補助を出すというのは不平等さを感じ得ません。

そこで質問です。町として三世代同居・近居補助事業の更なる拡充はあるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 三世代同居・近居支援補助の今後について、私のほうからご答弁申し上げます。

本町における三世代同居・近居支援補助制度については、三世代が同居もしくは近居することによる親世帯の子世帯に対する子育て支援や、子世帯の親世帯に対する高齢者支援などを目的として、世代間の助け合いを図ることができるという効果について期待できる制度となっております。

直近の実績としましては、令和5年度が住宅取得18件、リフォームが3件となっており、令和6年度につきましても、現段階で5件の交付をしており、相談につきましても数件いただいていることから、事業の効果は出ているものと考えてございます。

他市町村において、子育て世帯に限らず、子どもがいない世代についても補助対象としている事例があることについては承知しておりますが、現在の事業の趣旨、目的であります子育て環境の充実及び高齢者支援を推進、そして、定住化の促進を図るということができるよう、子育て世帯を対象を絞りながら効果的な事業の推進を行っているところでございます。

当該制度につきましても、今後も引き続き、より良い制度構築ができるよう、更に研

究を重ねてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（山田 強君） 辻本議員。

○7番（辻本博之君） ご答弁ありがとうございました。少子化対策は非常に大切で、そこに力を入れるのは当然でございます。これからの日本の状況を考えると、高齢の親の介護をする負担は多くの家族がすることになります。補助制度の窓口を大きく広げることで、親との同居・近居を負担なく検討するきっかけになるはずです。

太子町で安心して暮らしていただくために、ぜひ前向きにご検討ください。よろしくお願い申し上げます。

次に、太子町での婚活支援事業について質問をさせていただきます。

今、世界的に人口減少が叫ばれる中、日本の少子化対策は喫緊の課題となっています。婚姻の事実がなくても、子どもを授かることは可能ですが、日本では多くが婚姻関係にある男女が子どもを生み育てるのが主流です。だが、現在、日本の婚姻率は低下しています。

原因には以下のようなことが考えられます。経済的な不安や子育ての不安、男女の格差、良い相手に出会えない、独身生活に魅力がある、見合い結婚から恋愛結婚への移行、対人能力の低下、厚生労働省の調査によると、未婚者が結婚しない理由として、結婚後の資金が足りないと思うから29.6%、挙式や婚姻指輪等の結婚資金が足りないから24.9%でした。資金面での問題が大半を占めましたが、結婚したい相手がいらないという答えも多く見られました。社会構造や習慣の変化により見合い結婚が減少し、恋愛結婚に移行したことも、相手探しのハードルを高めた可能性があります。

令和5年の婚姻件数は47万4千717組で、前年の50万4千930組より3万213組減少しています。婚姻率の低下には様々な理由があり、2030年には男性の3人に1人、女性の4人に1人が生涯未婚になるという予測も出ています。

結婚したいが、独身でいる理由として最も多かったのが出会いがないというものです。結婚相手を探すには同じ会社や職場で出会う、同じ学校やクラスで出会う、友人の紹介で出会う、恋愛サイトアプリで出会う、サークルや趣味、習い事の活動を通じて出会う、マッチングアプリで出会う、結婚相談所で出会う、婚活イベント、街コンで出会うなどがあります。

しかし、男女共年齢を重ねると、次第に出会いの確率は減っていく傾向にあり、いざ

恋愛したい、結婚したいと思っても、どこに出会いがあるのか分からない人、恋愛に消極的な人、人が集まる場所が苦手な人、行動力がない人など悩んでいるご本人、またその親御さんが多くいるのではないのでしょうか。

出会いは待っていても起こらない、積極的に一步踏み出すことが大切です。かく言う私も見てのとおり、容姿は決して異性にもてるタイプではなく、適齢期には周囲から心配された1人です。20年ほど前は今と世情も異なり、近所の世話焼きのおじさん、おばさんがいて頼んでもいないのに紹介を受けることも多々ありました。私の場合は幸運なことに晩婚ながらも結婚したいと思える人に巡り合い、2人の子どもにも恵まれ、今に至ります。感じ方は人それぞれですが、大切な人と共に人生を歩みたいと思えることはこの上なく幸せです。

出会いたい、出会わせたいと思っている人が、出会いの場がなく多くのことを諦めてしまうのはもったいないと私は考えます。しかし、いざ行動しろといっても、マッチングアプリや合コン、婚活サイト、結婚相談所の敷居が高く、足踏みする気持ちも分かります。

そこで、もう少しハードルを下げた地域密着型の出会いの場を自治体が運営、主催する婚活支援サービスが大阪府でも行われていますが、市区町村の単位でも婚活支援事業を行っているところがあります。自治体主催している婚活では信頼の高さや安い費用で参加できる地元の人と出会えるなど多くのメリットがあります。太子町では現在何らかの婚活支援サービスを行っているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 自治体婚活について、私のほうからご答弁申し上げます。

人口減少、少子高齢化につきましては、本町においても喫緊の課題として認識しているところではございます。自治体主催での婚活イベントの実施や婚活イベントを主催する団体に補助金を交付するなど、近隣自治体において実施されている事例があることも認識してございます。

ご質問の婚活支援サービス等について、本町では現在実施はしてございません。婚活支援サービス等につきましては、人口減少、少子高齢化に資する施策であると考えますが、その一方で、新規事業の実施につきましては、想定される事業効果と事業実施に係るリソースや継続性についても、検証しながら慎重に進めることが必要であると考えてございます。

以上でございます。

○議長（山田 強君） 辻本議員。

○7番（辻本博之君） 先にも述べましたように、少子化対策は喫緊の課題であります。

出会い、結婚、出産が全てではありませんが、少しでも少子化に歯止めをかけるためには必要な支援だと考えます。

現在の支援の更なる拡大拡充に向けて、他市町村の状況も含め、町としての今後の見解をお聞かせください。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 本町では、人口減少、少子高齢化対策に資する施策として、活気あふれる子育てしやすいまちに向けた取組が重要と考えており、三世代同居・近居支援補助や結婚新生活支援補助、ほかにも保育料無償化の対象拡大や学校給食完全無償化、町立幼小中一貫教育に関する取組、子ども医療費の助成を18歳に拡充するなど、施策を実施しているところでございます。

婚活支援サービス等も含めて、今後、他市町村の事例も参考にしながら、時代の流れに対応した施策を研究してまいりたいと考えてございます。

○議長（山田 強君） 辻本議員。

○7番（辻本博之君） 今や婚活はリアルに出会いを求める人たちにとって必要不可欠なものになりつつあります。身近な地域で新たなコミュニケーションを深める場を自治体でも提供でき、結果、地域活性化にもつながり、最終的に太子町にとどまり、新しい家族をつくっていただけたら、より活発な地域づくりができるのではないのでしょうか。どうか前向きにご検討いただきたいと願い、質問を終わらせていただきます。

○議長（山田 強君） これにて、辻本議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時40分にいたします。

（午前10時30分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（山田 強君） それでは、再開いたします。

次に、4番目、藤井議員の質問を許します。

藤井議員。

〔4番 藤井千代美君 登壇〕

○４番（藤井千代美君） 通告に基づきまして、１問目、農業の担い手の確保・育成をについて質問します。

令和６年５月２９日、食料・農業・農村基本法の改正法が成立し、６月５日に公布、施行されました。今、日本の農業は危機的状況にあります。農水省が行ったアンケートの回答者の約８割が日本の将来の食料輸入に不安があると答えています。農業の担い手は２０００年に２４０万人以上いましたが、２０２０年には１３６万人に激変しています。２０５０年には３０万人まで減るという予測もあり、１０年以内に多くの農村が崩壊しかねないというのが現状です。

食料・農業・農村基本法の最大の問題は、これまでの基本法で唯一の目標として掲げていた食料自給率の向上目標を幾つかの指針の一つに格下げしてしまったことです。１９６０年には７９％だった食糧自給率は、自民党農政のもとで３８％まで落ち込みました。政府が掲げた４５％の目標は一度も達成されたことがないまま、自給率は下がり続け、目標としていた示すことも投げ捨てています。

主食の米さえ賄うことができず、今年に入り、スーパーからお米が消えました。令和の米飢饉だと言われるような状況です。地球温暖化が気候変動をもたらし、農作物に与える影響は大きなものがあります。食料を輸入に頼っているのか、このことが問われています。

世界でも日本でも主流は家族農業です。中小農家が多数いることで、あぜ道の草刈りや水路の管理もできます。大規模な企業化された農業ではなく、延々と続く太子町の家族農業が太子町の緑豊かな自然を育んできました。ところが、太子町の専業農家も年々減り続け、遊休農地が広がっています。太子町の農業がどうなっていくのか不安が広がります。

その一方で、太子町に移り住んで有機米を作っている農家さんがいらっしゃって、若い人たちに呼びかけて農業を広げていきたいと言っておられます。ここに希望があるのではないのでしょうか。田畑を耕作してくれる人が増えることは太子町の農業施策にとっても有益ではないのでしょうか。

そこで、農業の担い手についてお尋ねします。今どれぐらいの人たちが遊休農地を借りて活用しているのかご存じでしょうか。太子町には、現在、農業従事者は何人ぐらいいるのでしょうか。ご答弁を求めます。

○議長（山田 強君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） 農業の担い手の確保、育成について私のほうから
ご答弁申し上げます。

まず、農業委員会において農地等の利用の最適化に関する指針を定め、遊休農地の発生防止解消、担い手への農地利用の集積、集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでおり、それについて昨年度末時点の実施状況をご説明いたします。

まず、農家農地などの概要でございますが、15歳以上で普段仕事として主に自営農業に従事している基幹的農業従事者は200名、耕地面積は257ヘクタールとなっております。また、新規就農者などが農地を新たに所有または借り入れることにより拡大した農地の集積面積の累計は7.2ヘクタールで、昨年度末時点の集積率は2.8%と増加はしておりますが、一方で、農業委員会が農地パトロールなどにより把握している遊休農地は8.8ヘクタールに上り、例年と同水準で推移している状況でございます。

ご質問の遊休農地を活用している新規参入者は、今年度当初で30人おられ、その中には新規就農者育成総合対策事業の対象者として、資金面の支援を受けておられる方も含まれます。引き続き、新規就農者に対する営農相談、農地あっせんや農業力の早期育成のための支援を行い、農業委員会などと協力しながら、新たな担い手の確保と遊休農地の解消に努めてまいります。

以上です。

○議長（山田 強君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） ありがとうございます。ちょっと少ないなという感じはしましたけれども、太子町の農業は家族農業が中心です。昨年の12月議会で、有機農業を推進し、学校給食に活用を求める質問をしました。有機食材の給食利用には消極的で、地産地消の取組を行っている季節に応じた旬の食材を使用し、地元のものを献立に取り入れているとの答えでした。先ほど、村井議員も学校給食においては地産地消を望むと述べていました。

確かに有機野菜、有機米を作るにはひと手間が必要で大変です。作ってくれたらでは作れませんし、広がりません。将来的な販路が見込まれ、生活できる保障が必要だと思います。

前回もいすみ市を例に言いましたが、いすみ市では更に進んでおり、学校給食に取り入れ、子どもたちに安全安心な食材を食べてもらおうと働きかけたことで、有機米農業が広がりました。今では、学校給食に全て有機米を提供できるまでになっています。太

子町でも太子の農業を守り、豊かな緑を守るためにも農業支援策を進めてもらえないでしょうか。

後継者不足が深刻です。農業をやりたいという方と田畑を荒らしたくないけれども、後継者がいない住民さんと農家をつなぐ窓口をつくってはいかがでしょうか。何より農業では暮らしていけないことに大きな原因があります。お米を作りたいが農機具が高くて困っている、どんな器具を買えばいいのか分からない、野菜を作りたいけど、まく時期を教えてもらいたいなどの声もあります。太子町で農業をやってみたいと思う方々の困っている声を聞いて改善することはできないでしょうか。

長野県松川町は人口1万2千人余りの小さな町で、太子町と変わらない人口規模の町です。松川町は2012年度から農林水産省が事業をスタートさせた地域の高齢化や農業の担い手不足が心配される中、5年後、10年後までに誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを地域や集落の話合いに基づき取りまとめる人、農地プランの実質化へと、2019年松川町農業委員会を中心に遊休農地対策として農地を持たない人にも関心を持ってもらおうと、一人一坪農園の取組を膨らませてきました。話合いから地域が必要とする農地を守るために、住民一人ひとりの関わりが大切だと遊休農地対策として有機給食事業が始まりました。

有機給食事業を進める中で、人と人のつながりが深まり、有機栽培を実践し、学校給食への食材の提供、更に生物多様性、社会的な取組へと発展してきました。有機給食事業を通じて松川町では2023年10月より保育園、小学校、中学校の給食が無償になっています。今後もこの活動を通じ、人の輪や地域の輪が大きく広がっていくことを期待したいと思いますと述べています。

そこでお尋ねします。太子町では農業従事者に対してどのような援助や取組が必要だとお考えですか。どのような援助や取組を行っていますか。答弁をお願いします。

○議長（山田 強君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） 引き続き、農業支援について私のほうからご答弁申し上げます。

本町における農業の発展のために必要な事項の一つとして、販路の確保、拡大がございました。学校給食の食材利用もその一つと考えられます。しかし、先ほど教育委員会からご答弁させていただいたように、本町で収穫された作物を給食に利用するためには、安定的な品質、量、収穫時期などを確保し続ける必要があります、本町のように多くの小規

模個人農家が個々で作付けされている状況では実現は難しいのではないかと考えております。

また、農業収入の拡大には収穫量の増によるものではなく、農作物そのものに付加価値をつけ、単価を上げることで収入拡大につなげる場合もございます。議員のご質問にありました有機栽培もその一つと言えます。有機栽培に関しては、近年、店舗販売だけでなく、インターネットを活用した販売なども注目されております。本町でもそういった思いを持ち、太子町で農業を始めたいという相談も寄せられております。

本町ではそのような方々に対する支援として、まず、農業を継続していただけるための基盤整備として、従前からの農業施設整備に関する材料支給や農道水路の補修に加え、令和5年度からは農空間を保全することを目的として、地域住民が中心となって活動していただく多面的機能支払交付金や棚田ふるさと保全事業補助金を開始しております。また、農地を守る対策として後継者に悩んでおられる農家や遊休農地となっている農地について、農業委員会が町内外に積極的に情報提供及び意見交換を行い、農業をしたい人と農地を貸したい人をつなぐ窓口の役割を果たし、農地の貸付けを進めているところでございます。

現在、太子町では聖和台を除く大字地区において、地域農業の将来の在り方などについて定めた地域計画の策定を進めております。地域計画を策定することで地元にとって農地が利用されやすくなり、遊休農地の解消など、農地の集約化に向けた取組が加速するものと考えており、新規就農希望者に対しても農業経営の初期の受皿を広げることとなります。その他、策定のメリットとして、大阪府やＪＡ大阪南との交流により、営農指導や専門的な助言を受けることも期待されるところでございます。

今年度中には対象となる全地区の地域計画を策定する予定となっており、地域の皆様が決定した方向性を実現することで、農業の新たな担い手を呼び込みたいと考えております。しかしながら、農業支援は新規就農を中心に考えるのではなく、基本は個々の農地、農業をいかに継続し守っていくかが重要であり、新規就農者の受入れもその一環でございます。新しい方と地元地域の方、それぞれが持つポテンシャルを結びつけることが重要であり、そのことを通して本町の農業の活性化を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山田 強君） 藤井議員。

○４番（藤井千代美君） いろんな取組を報告していただき、どうもありがとうございます。

いすみ市の取組についてもう少し説明します。いすみ市はそれまで有機農業が盛んな地域ではありませんでした。有機米作りが始まったのは、２０１３年、それ以前は有機農業とはほとんど縁のない地域でした。そこで０から有機米作りに取り組み、僅か４年で学校給食の全量有機米使用を達成しました。いすみ市による有機農業の広がりは学校給食によって実現しました。ご飯の残食も減りました。今から９年前には０だった有機農家が現在２３戸まで増えています。環境と経済の両立を目指し、２０１２年、自然と共生する里づくり協議会を設立し、環境保全型農業による地域活性化を目的に掲げて、環境、稲作、畑作、地域経済の４部門に３６団体が加盟し、町一体となった活動を進めています。

地域循環型で持続可能な社会のためにも、農業と農村はかけがえのない役割を果たしています。農業支援に自治体が真剣に乗り出せば、このように地域を変える力が農業にはあります。ぜひ太子町に合った農業支援策を農家の皆さんと一緒に考えていただきたいと思います。

農業では暮らしていけないこの問題をどうするのか、農家の経営は本当に大変です。稲作農家の時間当たりの平均所得は２０２１年、２０２０年と連続して僅か１０円です。これでは稲作が続けられないのは当たり前ではないでしょうか。現在の農業の担い手の多くは７０代、数年以内の大量リタイアが避けられません。国や府が農業支援を置き去りにする中で生産者をどうやって増やしていくのか、このことが今の太子町の農業施策に問われています。

農業農村地域への関わりに対する意識調査で多くの人が協力したい、移住したいと答えているとのこと。全国では紹介したいすみ市や松川町だけではなく、給食無償化の流れと併せて、有機農産物を給食にという動きが広がっています。太子町は山に囲まれた自然豊かな町です。農業を守り、歴史豊かな太子町の自然を守り、住民の皆さんにいつまでも太子町に住み続けたいと思ってもらえる取組をしていただきますよう要望してこの質問を終わります。

続きまして、２問目、教員の働き方の改善について質問します。

文部科学省では、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよ

うにすることを目的にして、学校における働き方改革を進めています。

ところが、働き方改革と言いながら、教員の長時間労働の是正に向けた中央教育審議会特別部会の審議のまとめに現場から失望の声が上がっています。近年、教員の身体的、精神的負担が増加していることが問題視されています。教員が足りないと危機感が語られ始めてから何年もたちますが、相変わらず教員志望者の減少に歯止めがかからず、現場では慢性的な人手不足が続いています。

そこでお尋ねします。太子町では教員が足りないという状況はないのでしょうか。過剰な仕事で休職している先生はいないのでしょうか。教師が働きやすい環境にするために、太子町としての働き方改革、具体的な取組が行われているのでしょうか。教員が働きやすい環境とはどのような環境だとお考えなのでしょうか。答弁をお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） 教育次長。

○教育次長（東條信也君） 教員の働き方の改善をのご質問について、私のほうからご答弁申し上げます。

全国的な教員不足の現状については、国においても危機感を有しているとされており、本町におきましても、年度途中での代替講師の確保につきましては、非常に困難な状況となっております。また、現在、本町において休職者はなく、各学校での相談窓口の設置や管理職の業務量のマネジメントなどにより、本町の学校現場での時間外勤務の状況は、府内の市町村の中でもかなり少ない状況となっております。

次に、本町の働き方改革への取組でございますが、国において、令和7年度までの間に小学校6年生まで段階的に進めることとされている小学校35人学級の導入を、本町は令和4年度より中学校も含め、早期に完全実施してございます。また、児童生徒の出席管理、成績管理、健康管理、在籍管理などの事務処理を効率的に行うことのできる校務支援ソフトの導入や町立中学校においてはテストの採点業務の大幅な時間削減につながる採点ソフトも昨年度導入してございます。加えて、問題行動やいじめ、不登校の対応や未然防止などへの取組においては、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用するなど、各教員への負担軽減となる取組を進めております。

なお、本町の考える教員の働きやすい環境は、各教員の業務量に係る影響は多大にございますが、現在、取組を進めております非認知能力の伸長を柱とした幼小中一貫教育において、本町の子どもたちに関わる全ての教員が各学校への行事や授業など横断的に

確認し、子どもたちにどんな力をつけさせたいのかを明確化、共有化し、各学校園の教員がチームで対応できる、このような体制を整えることが全教員の働きやすい環境につながるものと考えてございます。

○議長（山田 強君） 藤井議員。

○４番（藤井千代美君） 答弁ありがとうございました。

太子町では教員が足りない状態ではないようですが、全国では慢性的に教員が足りないという状況があり、国が改善する必要があります。国にしっかり教員を増やすよう要望してください。

教員の働き方改革というならば少人数学級が必要ではないでしょうか。少人数学級することで教員数が増えることにもなりますし、教員が一人ひとりの子どもに向き合うこともできます。仕事量の軽減は働き方の改善につながるのではないのでしょうか。その点で、町独自の３５人学級は太子町の誇れる施策の一つだと思います。

ところが、３５人学級になって良かったなと思っていたら、議会だよりで議場見学を載せたのですけれども、児童数を確かめたら、磯長小学校３年生は２クラス、７２人のことでした。学年で７１人だったら３クラスではないのですか。３クラスにならないと、３５人学級を実施しているとは言えません。２クラスしかないのはダブルカウントができないことに原因があるとは思いますが、３５人学級に踏み込んだ太子町としてダブルカウントして３５人学級、この場合でしたら、３クラスにすることはできないのでしょうか。今の太子町の児童生徒数だと、町独自に加配しなくても、国が段階的に引き上げる３５人学級で間に合うことになりそうです。

少人数学級は児童生徒にも教員にも良い影響しか与えません。国の制度が太子町に追いついたなら、今度は３０人学級にしていかがでしょうか。太子町で３０人学級を実施しようと思えば、今の児童生徒数で何人教員が増えることになるのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（山田 強君） 教育次長。

○教育次長（東條信也君） 支援学級在籍の児童生徒を通常学級の学級編制に含めないことにつきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び同施行令に基づいて行っており、通常学級と支援学級はそれぞれの学級編制に応じた職員配置となっております。また、仮に令和６年度の児童生徒数で３０人学級を実現するとなれば、磯長小学校で４学級、山田小学校で１学級、中学校で３学級の増が見

込まれ、それに伴う教員の増員が必要となります。

いずれにいたしましても、先般、文部科学省においてまとめられた教員の処遇改善や働き方改革に向けた案に伴う国の動向などを注視するとともに、支援学級在籍の児童生徒を含めた人数を基礎とした学級編制や更なる少人数化につきましては、国の責任においてその財源とともに実施されるべきであると考えており、本町といたしましても大阪府を通じて、引き続き国に対し、要望してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山田 強君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） ありがとうございます。そのことで教員も増えていくと思います。

国では決まっていると答弁になりました。そのとおりで、2005年2月11日、障がいのある人々の権利と機会の平等、参加及び市民権に関する法律により、ダブルカウントは廃止されました。そのことで現場は混乱が起きました。私が小学校に勤務していたとき、精神的にも肉体的にももうやっていけないと退職したり、過労で亡くなった先生もいました。現場の状況は今も昔も変わらず、更にひどくなっているのではと感じます。

ダブルカウントが許されるだけでも、磯長小学校の3年生は今年度3クラス編成ができたわけです。国に対してダブルカウントの復活を求めてください。また、中々、教員の成り手不足で30人学級を実施しようとしても、教員の確保が難しいということはありますが、太子町で30人学級にしようと思えば、何人か教員を確保できれば実現します。ぜひ検討していただけますよう要望しておきます。

教員の働き方改革が進まない理由は、教員の業務が増え続けていること、労働時間が管理されていないことや部活動改革が難しいことなどです。教員1人が受け持つ授業時数の上限設定と基礎定数の大幅増という現場の願いが、中央教育審議会特別部会の審議のまとめに反映されず、教育新聞のアンケートでは期待以下との回答が96%に上がったと指摘されています。長時間労働是正には従来の働き方改革の延長ではなく、大幅な基礎定数増など抜本的取組が必要だと訴えています。

残業代を支給しない代わりに、月給の4%を調整額で上乗せする残業代不払い制度に手をつけず、調整額を10%以上にする方向性が示されたことも批判されています。同制度、定額働かせ放題と報じたNHKに対し、文科省が誤解を与えると抗議文を送った

ことを挙げ、誤解などではなく現場の教員の働かせ方の実態そのものだとの怒りの声が現場から起こっています。

全日本教職員組合は、公立小中学校の労働時間は文部科学省の調査でも、持ち帰り残業を含め1日11時間半に上がり、また、過労死や精神疾患などによる離職や休職など、深刻な教員不足こそが問題だと、地方団体が正規の教職員増ができるよう、大幅に基礎定数を改善することや教員に残業代を支給しない教員給与特別措置法の見直しを求める声を上げています。

教員が多忙さを分かち合い、支え合う職場づくりが大切です。太子町として教員や子どもたちが学校が楽しいと思える職場づくり、環境づくりをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（山田 強君） これにて、藤井議員の質問を終わります。

次に、5番目、西田議員の質問を許します。

西田議員。

〔3番 西田いく子君 登壇〕

○3番（西田いく子君） 通告に基づきまして、一般質問を行います。

1 問目、国民健康保険料の引下げを。これについて質問いたします。

日本共産党太子町会議員団は、住民の皆さんから町政に対するご意見、ご要望を伺おうと、住民アンケートを実施いたしました。町政に臨むことは何ですか、この問いに対して、国保、介護、後期、上下水道料金など高過ぎる公共料金を何とかしてほしい、この回答が多数寄せられました。今回はそのうちの高過ぎる国民健康保険料についてお尋ねいたします。

2024年4月から府内統一保険料が始まったことで、大阪府の国保料は全国一高い保険料になり、太子町の住民の皆さんも大阪府に住んでおられますから、漏れなく全国一高い保険料を払うことになりました。大阪府は国保料統一するに当たって、自治体独自に一般会計や基金を繰入れして、保険料を引き下げることができないようにしました。国保が都道府県化されても地方自治の本旨、自治体の条例制定権を定めた憲法の下、自治体が独自の公費繰入れを続けることは可能であるにもかかわらず、憲法違反の保険料統一を押しつけています。

太子町の国民健康保険会計には国民健康保険事業財政調整基金という貯金が8千61万3千51円あります。住民の皆さんからもらい過ぎたお金が基金として残っているわ

けです。このままため込んでいいお金ではありません。取り過ぎたお金は住民にお返しする、これは当たり前ではないでしょうか。よく上位法令には逆らわれたいと言いますけれども、日本の法令で最も上位法が憲法であり、上位法に違反する下位法は無効となります。憲法に従い、一般会計からは無理だとしても、せめて基金を使って、これまで太子町が行ってきた独自減免や保険料を引き下げるという考えはないのでしょうか。これが1点目です。答弁をお願いします。

また、国も府も公の場で基金を保険料引下げに使うことは禁止されているのかと問われれば、自治体が独自の公費繰入れを続けることは可能だと、こう答えます。しかし、その言葉をうのみにして保険料を引き下げようものならペナルティが待ち受けており、国や府がペナルティを武器に独自の解釈を自治体に押しつけているという現状があります。

自治体の職員さんがペナルティを恐れて基金を保険料引下げに使えない。これに従ったとしても、それでも健康増進事業、予防事業に対しては、今、基金は使えます。大阪能勢町では2020年から健康増進支援金を創設し、国保に加入する町民1人当たり1万円を給付、2023年からは1万5千円に引き上げて、その支援金を健康器具を買うために使ってもいいし、健康に良い安全安心な食材を買うことに使ってもいいと渡しております。知恵の使いどころがここにあると思います。

太子町でも能勢町のように積極的に基金を活用できないでしょうか。これが2点目です。答弁をお願いします。

最後に、マイナ保険証についてお尋ねいたします。

マイナ保険証に対する批判の声や不安の声が、保険証廃止が予定されている12月2日が間近に迫っていながら、静まるどころか怒りとなって広がっています。この国民の怒りが今行われております自民党総裁選にも影響を与えており、12月に現行の保険証の新規発行をやめて、原則廃止となることを決めておきながら、複数の候補が移行時期を延期する可能性を言い出しました。

それもそのはずで、2023年7月30日時点でおおよそ6千600万人が登録し、カードの保有者の69.7%がマイナ保険証に登録している状況にはなっておりますが、7月のマイナ保険証利用率は11.1%、88.87%が保険証を選択しているそうです。マイナ保険証は任意である、絶対に作らなければならないものではありません。そうおっしゃっておられましたよね。住民の皆さんに慌てて作る必要がない、このことを広報

やホームページ、窓口にチラシを置くなどして周知するべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 健康保険料の引下げをにつきまして、私のほうよりご答弁申し上げます。

本町では、令和５年度まで国民健康保険料の町独自の減免を実施し、町独自の施策であることから、減免した保険料の補填として一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行ってまいりました。しかしながら、令和６年度より府内全市町村の国民健康保険の料率が統一されるとともに、減免についても大阪府国民健康保険運営方針に定める統一基準に基づき実施することとなり、その減免された保険料については大阪府から普通交付金として交付されることとなっております。これまで大阪府と府内市町村とで協議し、保険者間の受益と負担の公平化を図る取組を進め、府内のどこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料額となるよう、保険料率の統一を行い、安定した財政運営を図る目的で、大阪府と府内市町村との合意のもと大阪府国民健康保険運営方針を定めたことから、本町において独自基準で減免することは困難であると考えております。

次に、基金の活用による保険料の引下げでございますが、これまで令和６年度の保険料率の統一に向け、国民健康保険料の負担を少しでも軽減し、急激な保険料の上昇とならないよう、激変緩和措置として一定額を繰り入れて活用してまいりました。この基金の繰入れにつきましても、令和６年度より大阪府の運営方針に定められた統一基準に基づき、国保財政基盤の安定化のために活用することとされていることから、国民健康保険料率の引下げを目的とする繰入れは認められておらず、保険料が収納不足に陥った場合の事業費納付金への充当のためや大阪府財政安定化基金への償還のため、加えて保健事業等を実施するためなどとされております。

そこで本町において基金を活用し、被保険者にとって有益な活用方法を検討した結果、令和６年度から１６歳から４０歳未満の若年者の健診事業を８月下旬の集団健診において実施したところでございます。

今回は対象者全員に個別に事業案内を送付したところ、３０人の申込みがありましたが、集団健診最終日が台風の影響により中止となったことや本人都合によるキャンセル

もあり、最終的に受診していただいたのは23人となっております。

令和7年度以降についても、若年者の健診事業は引き続き実施する予定であり、地道な啓発になりますが、若い頃から健診の受診を習慣化することにより、特に無関心層の健康意識の向上を図り、40歳以上の特定健診の受診率向上につなげていきたいと考えております。

なお、ご質問にありました健康増進を支援するために、現金を給付する事業は、保健事業に該当しないと国から見解が示されたところであります。そのため、本町の基金の活用方法については、他市町村の事例等を参考にしながら、短期的に終わる事業ではなく、中長期的に持続可能な事業を目指した活用方法について、費用対効果を踏まえ、検討しているところでございます。

最後に、マイナ保険証は任意であるとの周知についてでございますが、今年の12月2日以降、現行の被保険者証、いわゆる健康保険証の新規発行が終了することから、少なからず窓口や電話にてお問合せをいただいているところでございます。令和5年6月議会の一般質問の答弁においてもお答えしたとおり、法改正ではマイナンバーカードと健康保険証の一体化は原則義務化するとされていますが、本町といたしましては、あくまでも原則であり、強制されるものではないとの認識でございます。

各々の被保険者の事情によりマイナンバーカードを取得できない方や、マイナンバーカードの健康保険証利用を希望されない方に対しては、現在の保険証と同様の機能を有した資格確認書を交付することになっており、これらの方々も医療機関等で保険診療を受けることができるようになります。

本町といたしましては、今後もマイナンバーカードを健康保険証として利用する、また利用しないにかかわらず、住民の方々の不安を払拭すべく、引き続き、丁寧な周知や対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） ありがとうございます。

本当に、太子町は一般会計から保険料引下げに、額はそんな大したことはなかったですよ。でも、府内の自治体がほぼそういうことをしない中、頑張っただけなのに、統一化されたことでなくなったことは本当に残念です。住民さんが望んでいるのは、府内どこに住んでも同じ保険料払えたらうれしいという話ではなくて、この高過ぎる保険料を引き下げてほしい、これをかなえてほしいということだったのですが、国や府がやっ

ていることは全然そういう方向じゃないということなんです。

物価高騰が家計を苦しめている中で、国保料の重い負担が住民の怒りを広げています。日本共産党の調べで、7月23日時点で国保を運営する全国1千736自治体のうち、626自治体が国保料を値上げしたことが判明しており、最終的には650前後の自治体が値上げになりました。全市町村が値上げになったのはここ大阪府と広島県だけです。全国知事会、全国市長会などの地方団体は加入者の所得が低い国保がほかの医療保険よりも保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとし、これを解決するために公費投入、国庫負担を増やして、国保料を引き下げること国に強く要望し続けてきましたが、政府は国費を増やすことなく、2018年度に国保の都道府県化を強行し、一層国保料を引き上げるという改悪を進めています。

市町村が単独で運営してきた国保財政を都道府県と市町村との共同運営に変え、都道府県が値上げの旗振りをしていく仕組みにしたのです。先ほども言いましたが、それまでは国保料の負担抑制のために、多くの市町村が独自に一般会計から国保体制への繰入れなどの財政措置をしてきました。しかし、政府は都道府県を通じて、こうした独自措置を打ち切るよう圧力をかけてきました。これが大幅な値上げをもたらしています。

高過ぎる国保料引下げのためには国庫負担の増額しかありません。大阪府に対しても国保への財政支援を求めてください。日本共産党は自治体を住民負担増、給付削減へと駆り立てるこの国保の都道府県化による国保料引下げに反対をしています。太子町として、自治体独自の負担軽減の取組を維持、拡充することに対し、ペナルティをすべきではないと、国や府に対し、強く求めていただくようお願いいたします。

また、マイナ保険証ですが、任意だということであれば、原則であり強制できないというのであれば、もっと任意だということを知らせてください。後期高齢者医療保険の方、私は国保加入者で、国保の私にもどんな通知が届いているのか、届けておられるのでご存じかと思いますが、今年12月2日から現行保険証は発行されなくなります。これが一番上に大きく書かれたチラシを、わざわざ送料も要るんでしょうね、送っています。

住民を不安にさせるチラシではなく、どうして今の保険証は令和7年10月31日まで使えますよ、マイナ保険証をお持ちでなくても、資格確認書が発行されますから大丈夫ですよ、こんなチラシを配れないものなんじゃないでしょうか。窓口でも丁寧に説明しますと

言いましたけれども、ぜひこのチラシを作って配ってください。窓口でも任意ですよという啓発をもっとはつきりしていただきますよう要望いたしまして、この質問を終わります。

2問目、万博中止を府に迫ること。これを求めて質問いたします。

本当に万博をするつもりなんでしょうか。それ以前に本当にできるのかすら危ぶまれているのが今の万博です。万博のメインスローガンであるいのち輝くどころか、命を脅かすになりかねない事態が次々と明らかになっているのに、それでも太子町は万博に参加すること、機運醸成のために住民の税金をつぎ込むことに何の疑問もお持ちではないのでしょうか。

会場建設費は2千350億円、入場料で賄う運営費は1千160億円、これは2月時点での数字です。それ以後も多額の税金がつぎ込まれています。無駄な例を挙げますけれども、独自のパビリオンが間に合わない国のために、同じタイプのパビリオンを25棟も建設したけれども、結局、5から6か国しか使わない、余った20棟ものパビリオンを休憩所などに造り変えるため、更に60億円の予算がかかるということです。これは私たちの税金ですよ。

また、チケット販売数は、目標1万4千枚に対し、9月11日時点でようやく3割を超えたところです。もうあまりの少なさに東大阪市や交野市は実施しない方向を示していますけれども、少ないあまりに府内16市町村が2回目以降の無料招待を実施する予定で、チケット枚数増に貢献させられ、自治体に負担させようとしています。もちろん太子町も実施予定自治体です。それでも全然目標に届かないものですから、今度は何を言い出したか、万博の入場チケットをふるさと納税の共通返礼品にすることを検討していると言っていました。

こんなこともあります。何より安全性が確保されていないことが大問題です。殺人アリと呼ばれるヒアリが大量発生しています。そんなところに子どもを連れて行って大丈夫だとお考えですか。夢洲はごみの最終処分場で、3月にガス爆発事故が起きました。事故があった夢洲1区での調査では、昨年夏季に1日に約2トンも発生していたことが明らかになっています。いつどこで爆発事故が起きてもおかしくありません。

爆発事故を踏まえた開催中の再発防止策は、今もなお、何も示されていません。団体バス乗降場にはこのガスの排気口があり、行った人から聞くと、もう何とも表現できない、独特の悪臭が漂っていて、あの臭いを嗅いで食事をする気には起きないとまで言っ

ておられました。こんなところで子どもたちはお弁当を広げるんでしょうかね。

アクセスが夢洲トンネルと夢舞大橋の2つしかないにもかかわらず、夢洲で大規模災害が起きたときの避難計画ありません。どうやって逃げるといえるのでしょうか。大屋根リングは落雷の危険性が高いつくりになっているそうで、雷が発生したらリンクから離れなければならない、雨よけにもならず、来場者は雷が鳴る中、雨に打たれなければならないかもしれません。

ここまでずさんな万博を本当にやるべきだとお考えなののでしょうか。それでももうここまで来たら中止はできないでしょうという諦めの声もあります。そんなことはありません。過去にも万博は中止になっています。そのうちの2回が日本です。万博を中止した国には、1912年の日本大博覧会です。1940年、これも日本、東京、横浜です。1992年、アメリカシカゴです。1995年、ハンガリー、ブダペストです。万博ではありませんけれども、青島幸男氏が都知事選当選後、公約どおり、都市博を中止を決めたのは、開幕の298日前でした。安全性が確保されず、危険な万博は潔く中止せよ、この声を上げるべきではないのでしょうか。そうはお考えにならないのでしょうか。

大阪府が大阪市と一緒に万博にのめり込み、万博に予算を湯水のように使っている一方で、大阪府は府民の暮らしに対する予算を出しません。金剛バス廃止後の公共交通はもう本当に大変な状況になっています。国保は、先ほども言いましたが、日本一高くなっています。介護も大阪市が全国一でワースト5に4市が大阪府内の市です。後期も全国で4番目の高さで、高過ぎる社会保険料に府民の生活は本当に大変です。府立高校や病院を廃止し、道路はぼろぼろ、河川は草木に覆われ、就学援助、失業数、コロナ死者数多数など、不名誉な点で全国で群を抜いているのが今の大阪府政です。本当に万博が必要だと思っているのでしょうか。

もう万博は皆さんカジノ目当てだと誰も見抜いています。カジノで大阪経済が良くなると思っておられるのでしょうか。ギャンブル依存症は病気です。身内で知人でばかりで身を崩した人はいないのでしょうか。ギャンブル依存症患者を増やすのが大阪府の仕事なのでしょうか。

まだまだ問題はありますけれども、今挙げただけでも万博の危険性は十分伝わったと思うのですけれども、万博中止を府に求める考えがあるのか、町長の答弁を求めます。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 万博中止を府に迫れにつきまして、私のほうからご答弁

申し上げます。

万博の安全対策等につきましては、有識者に意見を伺いながら進められているところであり、大阪関西万博における防災実施計画が策定されるなど、主催者において安全安心な開催に向けた課題をクリアしていただけるものと考えてございます。

会場につきましては、8月21日にシンボルであり、世界最大級の本造建築物である大屋根リングが1つにつながったと発表され、また、大阪関西万博イベント情報としても開催中に実施されるイベントカレンダーも随時更新されており、万博開催に向けての機運醸成も進んでいるところでございます。

これまでも公用車への特別仕様ナンバープレートの取付け、原動機付自転車の特別仕様ナンバープレートの交付、万博デザインマンホールの設置、町職員のオリジナル名刺の作成に加え、昨年11月にふれあいT A I S H Iにおけるエコバッグなどのノベルティグッズの作成配布、ステージイベントや子ども向けワークショップの開催など、積極的に取り組んできたところでございます。

今後も町としましては、万博の開催に向け、10月13日に行われる竹灯籠作成ワークショップ等も含めて、機運醸成、イベントを実施してまいります。そして、万博本番では様々なイベントにおいて出展するなど、万博成功に向けて取り組んでいく予定としておりますので、引き続き、大阪万博推進局や万博首長連合、日本国際博覧会協会からの開催等に関する情報収集に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） いろいろ問題が言われていますけれども、クリアしていただくと考えるのは構わないんですけれども、クリアできず、万が一、こんなことは起こってほしくないんですけれども、万が一事故が起こったら大阪府が責任を取ってくれるのか、このことはちゃんと確認しておいてください。よろしくお願いします。

6月議会で藤井議員が安全性に不安がある万博への子ども招待に反対をすべきだと迫ったとき、教育委員会のほうは大阪府が実施する児童生徒招待事業については、次世代を担う大阪の児童生徒が未来社会の最先端の技術やサービスに直接触れる貴重な体験を通じて、将来に向けた夢と希望を感じ取ってもらうためのもので、子どもたちの思い出に残る学びの場であると考えております、この絶好の機会を逃すことなく、太子町の子どもたちにかけがえのない貴重な経験をしてもらいたいと考えておりますと答弁しておられました。

このときには教育長が答弁に立っていただけませんでしたけれども、最終本会議で何かあった際の責任の所在を再度確認いたしましたら、教育委員会に何かがあったときは責任があるとお答えをいただきました。危険が危ぶまれている万博に軽々しく、2回目以降、無料招待を太子町が実施して本当に大丈夫なのでしょうか。町が進めた無料招待で万博に出かけた方が万が一事故に遭った際は、太子町としても責任問題から逃れられないと思います。

大阪市民の貴重な財産である夢洲をI R事業のために著しく安い賃料で賃貸することは、その適正な対価なくして貸付けを行ってはならないという、地方自治法237条2項に反する違法な財政会計上の行為に当たると、松井一郎前大阪市長、横山現大阪市長、大阪港湾局長、大阪I R株式会社、鑑定評価を行った不動産鑑定業者4社と、それを実行した不動産鑑定士個人に対し、適正な賃料との差額である約1千億円の支払いを求める第2次住民監査請求が起こされています。この万博には安全安心のほかに特定業者に対するお金の動きにも疑問が出されています。身を切る改革はまやかashiであり、切られているのは私たち府民、住民の暮らしだということを改めて指摘をし、万博中止を府に迫るよう求めまして、この質問を終わります。

最後に3問目、希望が持てるまちづくりを求めて質問いたします。

太子町はコンパクトな町ですし、住民の皆さんも本当に温かい優しい方が多くて、住みやすい町だと思っています。太子町の町がこの先もずっと続くことを私は願っています。

2020年6月、町長就任直後の所信表明で、人口1万3千人余りの小さな町を逆にスケールメリットとして捉え、住民一人ひとりを大切にし、声をお聞きしながら物事を進め、この太子町を住民皆様と共につくり上げていくことが今後の町政運営の基本姿勢となります、こうおっしゃいました。

ところが、こう言いながら突然、生涯学習施設整備事業について、予算計上を6月議会で一旦見送りとしました。議会からも住民からも町議会議員時代に賛成しておきながら、突然、何を言うのかという怒りの声が上がりました。何とか予算はつきましたが、これは今度はこれまで無料で使っていた公民館を突然貸し館にするといい出しました。また、公共交通はあまりにも無責任な金剛バスの全線廃止に、本当に首長、町長も、また、担当課も大変だったかもしれませんけれども、12月21日からバスを走らせることを急ぐあまり、住民の声を聞く間もなく、ほぼ事務局案どおりの運行を決めました。

もう一つ、南河内地域2町1村未来協議会は、住民の声も住民代表だと事あるごとにおっしゃっていただいております。私たち議会にも知らせず発足し、太子町という町そのものがなくなってしまうかもしれない、合併を選択肢に入れた協議が勝手に進められています。

公共交通の在り方、生涯学習センターの貸し館への変質など、住民の声を聞くことなく進められてきたのが田中維新町政だったのではないのでしょうか。また、町長はこの6月冒頭に、ほぼ4年前と同じ、人口は減りました、人口1万2千700人余りの小さな町を逆にスケールメリットとして捉え、住民の方一人ひとりを大切にし、声をお聞きしながら、この太子町を共に作り上げていきたいと考えておりますと所信表明を行っています。

先ほども言いましたが、日本共産党は住民アンケートを実施いたしました。回答を寄せてくださった住民の多くの方が現町政は住民の声を聞かない、聞いてもらえないと回答しておられます。町長は所信表明で一人ひとりを大切にし、声をお聞きする、こうおっしゃっておられますけれども、住民は声を聞いてくれない、こう思っているのです。

そこでお尋ねいたします。町長は4年前も今回も所信表明で、今言った部分で同じこととお話ししておられます。では、町長はこの間、住民の声を聞いて町政運営をしてきたとお考えでしょうか。4年間ですから、短い期間です。できていなかったなと反省して、改めて同じことを書いて、声をお聞きしながらと所信表明でおっしゃったのでしょうか。1期目の4年間、これからの4年間をお尋ねしているわけです。町長が自分の言葉での答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 希望が持てるまちづくりについて、私のほうからご答弁申し上げます。

南河内地域2町1村未来協議会は、急激な人口変動の中、町村が将来にわたって、持続的かつ安定的に住民サービスを提供できるよう、また、地域の更なる発展、成長を目指すため、実施可能な対応策に取り組んでございます。これまでは住民の方にもご覧いただけるよう、町や大阪府の公式ホームページに、議事概要や会議資料を公開するとともに、報道への資料提供を行うなど、広く情報発信を行っているところでございます。

また、9月9日に、令和6年度第1回協議会を開催しましたが、課題を先送りせず、取り組めることから速やかに実施していくものとともに、将来像や進むべき方向性につ

いて、議会や住民の皆様とどのような未来を実現したいのか、十分な議論を重ねていくこと、オープンな議論を行うことが重要と考え、2町1村の首長がこの協議会の新たな試みとして、ユーチューブによる生配信や傍聴規定を設けるなど、住民理解の促進に向けた情報発信を行ったところでございます。

協議会の内容としましても、令和6年度の方向性として、首長、議会、住民の皆様とどのような未来を実現したいのか、十分な議論を重ねていくことが重要であるという認識の下、将来の在り方に関するオープンな議論を行うとしており、これからの方向性、検討内容を重視しながら進めてまいりたいと考えてございます。

そして、合併部会の検討項目には、議論の双方向化の取組もあり、住民の皆様のお声をお聞きしながら進められるものと考えてございます。また、公共交通につきましても、金剛自動車のバス事業廃止もあり、計画策定に当たっても時間がない中での策定となったため、アンケートを取ることはできませんでしたが、太子町地域公共交通会議において、住民を代表される方などのご意見を聞き、進めてまいりました。

今後、必要に応じてアンケート等、住民の皆様のお声を聞くよう努めてまいりたいと考えております。生涯学習センターの使用料等につきましても、過去の一般質問でご答弁申し上げましたとおり、アンケートの結果はもとより、住民説明会や意見交換を含めて、住民の皆様のご理解を得ているところと考えてございます。

以上です。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） 住民一人ひとりを大切にし、声をお聞きするというのは、これからやっていくということなんでしょうかね。公共交通にいまだに住民の声は反映されていません。私たち日本共産党、これは何遍も言いますが、住民アンケートに届くような声が町長、町当局には届いているのでしょうか。そこで届いた声に今後どう答えてくれるのか、お尋ねいたします。

高齢者のお出かけ支援はどうなったのでしょうか。突然の支援策の廃止に、バスを楽しみにして利用していた方々ががっかりしておられます。一旦は廃止させてくれ、こうおっしゃっておられました。これからずっとしないとは言いませんでした。これはいつ復活するのでしょうか。高過ぎる運賃を引き下げてほしい、これは多くの利用者の声です。河南町のカナちゃんバスは100円です。近隣市町村の中には無料のコミュニティバスもありますから、太子町の料金設定200円はどう考えても高過ぎます。200円

で1人乗るより、100円で2人乗るほうが良いという発言をした公共交通会議の委員さんもありました。各種支援策を復活する考えはないのでしょうか。便数が減って不便、せめて1時間に1本は走らせてほしい、これも多くの住民の方の意見です。

太子町の時刻表は難し過ぎます。高齢者の方や町外から来る方には難易度が高過ぎます。聖和台に帰りたいのに、1周して1時間かけて聖和台に戻った、逆方向に走ったんですよね。そういうことも聞きました。河南町は車で走りながら、カナちゃんバスの時刻表を目にしましたけれども、1時間に1本、同じ時間にバスが来るようになっていて、分かりやすくなっています。多くの自治体が乗り降りする時刻を一定にしているように思います。

バスに乗っていくことはできるけれども帰ってこられない、こんなバスを走らせていいのでしょうか。最近は現金を持たない方も多くなっています。ICカードを使えるようにしてほしい、運転手さんに申し訳ないから、両替機を設置してほしい、行き先案内が不便など、本当に様々な声が届いています。バスに対するこれらの声の一つひとつが住民の方一人ひとりを大切にし、声をお聞きすることだと思うのですけれども、いかがお考えでしょうか。

生涯学習センター有料化に対して請願が上がりました。議会では賛成3人の少数で否決はされましたが、議論の中で減免制度もあってもいいのではないかという意見が議員の中からもありました。生涯学習センターには子どもであろうと同じ料金、減免制度がありません。ところが、同じ教育委員会が所有する総合体育館には中学生以下に対する減免制度はありますし、他市町村と太子住民を区別する料金体系にもなっています。なぜ生涯学習センターは年齢による減免制度すらないのでしょうか。予約時の優遇ぐらいしか太子町民であることで有利になっている点がないように思います。せめて減免制度を求める声があります。

元々公民館も無料だと言いますけれども、公民館も条例では料金設定はされておりました。ただ、町長が認めるものということで、町長は住民の皆さんを無料で使うことを許可していたわけです。ですから、河南町で利用した方にお金を払っている、そういう決算報告もありましたから、住民一人ひとりを大切にし、声をお聞きしている町長の耳にこの減免を求める住民の声は届いているのでしょうか。

私は太子町の最上位計画になる第6次総合計画策定時が住民の声を聞く絶好のチャンスだと思っていました。ところが、アンケートの設問を見てちょっとがっかりしました。

コンサル任せの設問が並んでいました。太子町のこれから10年のまちづくりについて問うのであれば、まず住民の意見を聞くところから始めるべきではないでしょうか。職員さんの意見を十分に反映させるべきではないでしょうか。コンサルがつくったサンプルにあるような問いで、住民の声が反映されるとお考えでしょうか。今からでも遅くありません。太子町のまちづくりは太子町の住民が決めるべきだと思うのですけれども、住民の声をどう反映させるおつもりなのかお答えください。

老朽化した保健センター、山の上にある総合福祉センター、磯長小学校、大字集会所や寄付で頂いた土地や家屋の活用、事業廃止でたなごらしになった土地の活用など、将来的に公共施設を順序よく効率的な運営ができるように考えるべき時期だとも思うのですけれども、では、その考える場が南河内地域2町1村未来協議会だとでも言うのでしょうか。小さな町を逆にスケールメリットだと考えるのならば、公共施設の再編計画を持って町づくりの土台となる公共交通の在り方も考えられていいのではないのでしょうか。

所信表明で言っていることとやっていることの整合性がどうも整っていないような気がしますので、以上、説明をお願いいたします。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 公共交通につきましては、バス利用者アンケートを本年4月15日から5月15日の期間で実施し、152件の回答をいただいたところで、アンケートにおける意見も踏まえながら、今後、施策の具体的な部分につきましては、地域公共交通会議の中で検討させていただくことになると考えてございます。

また、先ほどもご答弁させていただきましたが、今後、必要に応じてアンケート等、住民の皆様のお声を聞くよう努めてまいりたいと考えてございます。また、第6次総合計画につきましても、第6次太子町総合計画策定のためのアンケートを8月下旬に発送し、9月11日までの期間で実施したところでございます。更に、11月以降順次、住民ワークショップも開催する予定としておりますので、今後、アンケート及び住民ワークショップ、それぞれの結果について取りまとめを実施し、総合計画審議会においてこれらの結果も踏まえながら、計画策定を行っていく予定でございます。

公共施設等の運営や活用などにつきましては、南河内地域2町1村未来協議会の公共施設の最適配置チームにおいて、令和6年度は文化ホールの共同利用の検討、イベントの共同開催の検討が検討項目に挙がっておりますが、そのほか、公共施設等の運営や活用につきましても、町において、もしくは必要に応じて南河内地域2町1村未来協議会

において検討していく必要があると考えてございます。

しかし、公共交通につきましては、公共施設の再編計画に関連する部分もあると考えますが、基本的には地域公共交通計画及び上位計画である太子町総合計画において、在り方を検討すべきであると考えてございます。

先ほどの答弁の繰り返しとなりますが、南河内2町1村未来協議会においては、令和6年度の方向性としてどのような未来を実現したいのか、首長、議会、住民の皆様と十分な議論を重ねていくことが重要であるという認識の下、将来の在り方に関するオープンな議論を行うこととしており、これらの方向性、検討内容を重視しながら進めていく予定でございます。

そして、合併部会の検討項目には議論の双方向化の取組もあり、住民の皆様の声をお聞きしながら進めてまいりたいと考えております。また、生涯学習センターの使用料等につきましては、過去の一般質問でご答弁申し上げましたとおり、アンケートの結果をもとより、住民説明会や意見交換を含め、住民の皆様の理解と協力を得るとともに、議員の皆様にも幅広くご議論いただき、令和4年3月定例会におきまして、太子町立生涯学習センター設置条例をご議決いただいたことにつきましてはご承知いただいているところでございます。

今後も引き続き住民の皆様意見を尊重し、適切な施設運営に努めてまいりたいと考えております。

最後に、今後それぞれの施策等において、住民の皆様のお声をお聞きすることはもちろん必要と考えてございますが、町の運営におきましては選挙で選ばれたリーダーである町長がそれぞれのバランスを取りながら、一定の方向性を示していくことが重要であると考えてございます。

以上です。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） 生涯学習施設、条例があることは否定していません。条例があっても公民館はその他町長が認めるもので無料やったということを言っているわけです。ですから、そのときのリーダーの思いによってお金を取るか取らないか、そのことが決められているということで言わせていただきました。

太子町の最上位計画にある第6次総合計画、これからつくるといいますので、本当に職員さんの意見、まず、それは一番よく聞いて、でも住民さんの意見を聞くことを

強く求めます。あと、それと議会の意見、議会にこの計画の審議会に出ているからいいんじゃないくて、こういうことが、こういう話があったというのを議会にすぐ伝えてもらって、いいものをつくろうと思ったら多くの人の声を集めるべきだと思いますので、よろしく願いいたします。

私は先日、公共交通について考える学習会に参加してきましたのですけれども、そこでおっしゃっておられたのが、自治体が走らせているコミュニティバスは高齢化する中で住民の暮らしに欠かせないものになってきており、生涯学習センターや役場庁舎と同じで、公の施設、建物と同じだと思うというお話がありました。役場庁舎に入ってお金を取らないでしょう、なぜバスはお金を取るのか、それも200円ものお金を太子町が受益者負担を当たり前、こう言って取っていいのか、このことは考えてもいいのではないのでしょうか。

高齢者のお出かけ支援、必ず復活させてください。高齢者がバスに乗ってお出かけすることで健康につながります。バスの行き先にはスーパーや医療機関などがあり、バスに乗っていけば、そこでお金を使うことができます。健康増進にもなります。地域でお金が回ります。バスと電車の接続を良くしてほしい、こういった声も上がっています。災害時の連携も積極的にこの際進めてはいかがでしょうか。近鉄バスが町内を運行しているのですから、近鉄電車とも良い環境をつくる努力を求めます。

4年を振り返って、住民一人ひとり大切にし、声をお聞きしながら物事を進めていたその事例をきっちり聞かせていただけなかったように思うのですが、今後、その方向で進めていくとおっしゃったのかなと思っております。

大阪府が9月9日に第3回新モビリティ導入検討協議会を開催し、大阪関西万博終了後に大阪府の南河内エリアで実証実験を行う自動運転バスのルート等の概要を公表しました。上ノ太子駅から役場を通って派出所前に出て、河南町を通って、近つ飛鳥博物館に行くルートが示されています。記者会見で万一の事故にどう対応するのかと問われたときに、高度な技術、仕組みを備えている。二重、三重に安全性を高める技術を備えている。まずはレベル2で運行、安全性を高めるための道路整備を行っている。こうおっしゃっておられました。道路整備は進んでいるのでしょうか。芸大前に行くあの道はいつも混んでいて、歩道もないですけど、それで大丈夫なんですかね。走行速度もびっくりなんですから、20キロメートルで走るんです。目の前をバスが20キロメートルで走っています。3年間実証運行するそうで、最初の6か月間は人を乗せずに運行す

ると答えています。今、バスが乗れなくて困っている住民さんがたくさんいらっしゃるのに、6か月間、人を乗せずに空バスで20キロメートルで走っている、こういう状況を今思い描いております。これで本当に未来のバス、住民の皆さんが安心できる公共交通になるのでしょうか。

南河内地域2町1村未来協議会、これをもう少しはっきりお答えください。ここで発言されていますけれども、私たち議員も住民も町長からこの思いは聞いていません。私は傍聴に行きましたけれども、行ってびっくりしたのは、初めて傍聴させてもらいましたからね。会議は大阪府が仕切っていました。3町村がやっていると思っていたら、大阪府が仕切っておりました。それで言われたのが、選択肢の一つとして合併についても検討を深めていきたい、この地域の更なる発展のために課題を先送りせずと、大阪府がおっしゃっています。発展のために先送りしてはいけない課題というのは、合併を早うしろということなんですか。何が課題か、これを考えるのは住民じゃないんですか。大阪府任せですか。

町長は人口減少社会がやってくると分かっている、どう対応すればいいのか問われている、南河内は人口減少が激しい、税収が減ることも予測できる、どういった対応できるか議論を進めている、太子町が生き残るために必死にやっているが、それだけが全てではない、太子町の住民のために将来どういった社会を起こしていくのか、一番考えなければならない、それが広域連携になるのか、合併になるのか、それはこれからの議論になると思うと、勝手に合併を材料に挙げています。

更に3町村で考えている協議会の場で、条例改正で全自治体で職員が苦勞している、全ての自治体が抱える課題、今は課題であります、今この会議、協議会、3町村でやっていますけれども、もっと広がっていくことで協議がスムーズに進むのではないかと、全ての市町村がどういった社会を残していかなければならないか考えていけばいい、広がっていけばいいと思う、この発言は3町村だけではなく、近隣の市を交えることにも言及していくのかなと私は思ったのですが、いかがなんでしょうか。

共同処理できるものも難しいものがあると思いますけれども、現在でも共同でできるものはやっている。話がずれるんですけども、住民サービスを落としたくない、充実させたいから広域連携などいろんなことをやろう、将来的に住民負担を増やさないために知恵を絞っていこう、平成の合併ができなかった、合併という言葉にアレルギーがある、合併ありきで進めているんじゃないかと言いながら、未来に向かって話し合いをして

いるんだということを発信していきたい、こういったことを述べられておられます。

大阪府がやるとすばらしいのは、あつという間に議事が出ることです。この議事録は出ていませんけれども、録画配信されておりまして、文字がちょっと間違いも多いですけれども、文字も表示できるようになっておりますので、またご覧ください。

森田町長さん、お隣の河南町の町長は当たり前のことをおっしゃっておられました。合併部会と広域連携部会を重ねるということだが、この部会が2つできるということに驚いたんですけれども、町長さんはオープンにして広く住民の皆さんに発信していくと言われました。一番大事なのは、住民さんにどう説明するのか、発信するのかが大切、お隣の森田町長は住民さんへの説明が一番だとおっしゃっておられました。

最後に、府の方ですけど、将来の未来像をどう描くのが非常に大事、現状の課題を解決しながら次世代に対して政策事業をどう展開していくのか、こういった意見が町長、首長から意見がありましたと、行政議会の皆さんと行政や議会や住民の皆さんといろんな課題を共有することがこれからの時代、必要になっていくのかと、ここでの議論がモデルケースとなって、他地域でも展開できるようにしていければと思っているとおっしゃっておられました。この地域、大阪府の中でモデルケースにされようとしています。そういった中で、大阪府が主体になって、この3町村の未来協議会が進められているようです。

先ほど部長のほうから、公共交通の問題もこの3町村の未来協議会でのテーブルに上げてやっていくとおっしゃいましたけれども、住民さんがつくっている、住民さんの公共施設をそんな3町村、大阪府が基になっているところで、どれだけ住民さんの願いが反映された公共施設になるのでしょうか。すごく疑問に思います。太子町長、田中町長はどこを向いて仕事をしているのでしょうか。声を聞くのは誰の声なのでしょうか。大阪府を向いて仕事をする町長では、太子町の住民さんの暮らしは良くなれないと思うんです。森田町長のように、住民への説明が一番大切だ、これが大切だとは言えないのでしょうか。

住民一人ひとりを大切に、声をお聞きしながら物事を進め、この太子町を住民の皆様と共に作り上げていく、この所信表明の言葉をどう実践していくのでしょうか。私たちの住民、ほかの議員さんも多いんですけれども、書いているのは、通告のところに皆さんご覧になっておられるかと思いますが、町長、教育長と答弁書に書いているんですが、何で違うんやろうという方がたくさんいらっしゃるんですけれども、勝手

に私のほうから答弁をとおっしゃいましたが、それだけでは済まないで、この問題、最後、町長、未来協議会の場でいろいろお話をされております。太子町の未来をどう考えているのか、改めて答弁していただきますようお願いします。

○議長（山田 強君） 町長。

○町長（田中祐二君） それでは、ご答弁をさせていただきます。

まず、2町1村未来協議会についてでございますけれども、この前の協議会でも申し上げさせていただいたんですけれども、人口減少がもう確実にやってくる社会、これはもう間違いないというところでございます。そういった中で生産者年齢も確実に落ちていく、そういった中で、太子町の税収ももちろん落ちていくということでございます。

そういった中でも、今現在ある住民サービスを維持していかななくてはならない、維持したい、そのためにいろんなことを考えなくてはいけないということでございます。ですから、確実にそういった社会がやってくる、そのときになって慌てて今度維持するために皆さんにまたご負担をお願いしますというようなことがないように、今からいろんなことを協議しましょうということでスタートをさせていただいております。

もちろん、内容について、先ほどありましたようにユーチューブも配信をさせていただきましたし、傍聴も可能ということでございます。そういった意味でオープンな中で皆さんにどういった議論をしているのかという中身を知っていただきながら、また、今後の町政に反映をしていきたいというように思っております。

そして、住民の声を聞くということでございますけれども、私になってから、それまで住民説明会とか、私も議員の時代、やってくれということではやってもらえなかったとかということもあって、そういった機会も設けさせていただきましたし、タウンミーティングも開催をさせていただいております。そして、住民の方もし来られたら、基本的にはもうどんどん町長室にもお招きして声をお聞きしているというところでございます。そういった形を一人ひとりの声を聞く、そしてまた、各種団体の代表もでございますので、そういった方のご意見もお聞きしているというところでございます。

ただし、意見というのはいろいろございまして、例えばバスについてももっと走らせてくれという方もおられますけれども、逆にあんなん、空で走らせてどないすんねん、バスみたいなもん要らんやないかという方も実際おられるというのも事実でございます。

そういったことで、全ての住民の方の意見を実現するというのは中々難しい。そして、また町の財源につきましても、無尽蔵であるわけではございません。そういった意味で

バランスを取りながら、町として今できることを探りながら町政を進めていっているということでございますので、そういった意味で、また今後、住民の声はしっかりと聞きながら、町政を進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） これにて、西田議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

本日の日程はこれで終了いたしました。

なお、最終本会議は明日２０日に再開させていただきます。再開通知は省略とさせていただきますが、ご出席のほどよろしくお願い申し上げます。

これにて散会といたします。本日はご苦労さまでございました。

（午後 ０時０９分 散会）

【第 3 日】

令和6年 第3回太子町議会定例会会議録

令和6年9月20日（金） 午前 9時30分開会

◎出席議員（9名）

1番	斧 田 秀 明 君	6番	村 井 浩 二 君
2番	建 石 良 明 君	7番	辻 本 博 之 君
3番	西 田 い く 子 君	9番	中 村 直 幸 君
4番	藤 井 千 代 美 君	10番	山 田 強 君
5番	森 田 忠 彦 君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町 長	田 中 祐 二 君	住民人権課長	木 村 厚 江 君
教 育 長	中 道 雅 夫 君	地域整備課長	小 濱 健 一 君
政策総務部長	小 角 孝 彦 君	観光産業課長	木 下 明 紀 君
まちづくり推進部長	鳥 取 勝 憲 君	環境農林課長	川久保 み の り 君
健康福祉部長	子 安 逸 二 君	子育て支援課長	胡 麻 千 代 君
教 育 次 長	東 條 信 也 君	福祉介護課長	辻 本 知 也 君
秘書政策課長	小 南 考 弘 君	いきいき健康課長	田 村 尚 子 君
企画担当課長	杉 山 裕 二 君	保険医療課長	堀 内 孝 茂 君
総務財政課長	小 泉 大 吾 君	教育総務課長 兼学校給食C所長	武 部 勝 浩 君
会計管理者 兼会計課長	小 路 展 裕 君	学務指導担当課長	竹 井 輝 隆 君
自治防災課長	辻 中 一 嘉 君	生涯学習課長	松 岡 健 一 君
税 務 課 長	田 中 信 幸 君		

◎議会事務局

事 務 局 長	正 野 正	書 記	木 下 雄 平
---------	-------	-----	---------

◎議事日程第3号

- 日程第1 議案第26号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第2 議案第27号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第3 認定第1号 令和5年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について（決算常任委員長報告）
- 日程第4 認定第2号 令和5年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第5 認定第3号 令和5年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第6 認定第4号 令和5年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第7 認定第5号 令和5年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第8 認定第6号 令和5年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第9 認定第7号 令和5年度太子町下水道事業会計決算の認定について（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第10 議案第28号 太子町税条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第11 議案第29号 令和6年度太子町一般会計補正予算（第5号）（予算常任委員長報告）
- 日程第12 議案第30号 令和6年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第13 議案第31号 令和6年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第14 議案第33号 太子町国民健康保険条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第15 議案第34号 令和6年度太子町一般会計補正予算（第6号）（町長提出議案）

日程第16 議案第35号 副町長の選任について同意を求める件（町長提出議案）

日程第17 閉会中の継続審査の申し出について

日程第18 勇退の挨拶について

(開会 午前 9時30分)

○議長(山田 強君) 皆さん、おはようございます。

本日、第3回定例会の最終日を迎えたわけですが、各常任委員会におかれましては、精力的にご審議いただき、厚くお礼を申し上げます。

本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

よって、これより会議を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は配布しておりますとおりでございます。

○議長(山田 強君) 日程第1、議案第26号から日程第13、議案第31号までの以上13件を一括議題といたします。

各議案は去る2日の本会議において各常任委員会に審査を付託しておりましたので、その結果について、順次報告を願うことにいたします。

まず、決算常任委員長の報告を求めます。

森田議員。

[決算常任委員長 森田忠彦君 登壇]

○決算常任委員長(森田忠彦君) おはようございます。

決算常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

認定第1号、令和5年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について、政策総務部関係では、時間外手当が増加となった要因、業務過多が見受けられる中、116名という職員数についての考えを問う質疑があり、職員数は採用計画において、令和5年度までは定員を117名で定めていたが、実情としては116名での運用であった。今年度は117名から122名に適正化計画を見直し、優秀な人材の確保も困難となりつつある中、太子町、河南町、千早赤阪村の2町1村で、合同で採用試験を実施することや、通常4月1日から採用であるところを、今年度も10月1日から4名の職員を新たに採用する予定としている。見直した122名に捉われず、随時柔軟に状況を見ながら適正な人数を設定し、雇用を進めていきたいとのことでした。

その他、経常収支比率の改善策、再任用職員の雇用形態の見直し、防犯灯の設置、LINEの費用対効果などについての質疑がありました。

健康福祉部関係では、保育の無償化を目指す中、受皿となる保育園に待機児童がいる

のかについての質疑があり、現在、太子町には私立の保育園が２園あり、両園合わせた定員は、０歳児で１６人、１歳児で３２人、２歳児で３７人、３歳児で４０人、４歳児で３０人、５歳児で３５人の計１９０人である。ただし、定員管理はとても流動的であり、入園希望の子どもの年齢や保育士の配置体制、入園中の子どもの状況等によって保育園が定めている。現在９月入所の希望状況は、０歳児が４人、２歳児が１名、入園申込みがされているが、一旦保留という状況になっており、それぞれの家庭の事情を担当者が聞きながら、可能な限り保育園と連携を取り合って、入園の受入れをお願いしている状況である。保育園の事情を確認したところ、年度途中の場合、保育士の異動等により、希望に沿った入園を受け入れることができない場合があるが、年度当初については、待機することなく、全員入園していただいている状況がここ数年続いているので、保育園と連携を取って、年度途中の入園の改善に取り組んでいきたいとのことでした。

その他、障がい者自立支援給付等事業の対象者が増加傾向であるのか、一時預かり利用支援事業補助金の啓発、保育所等の巡回支援・児童個別支援事業の内容と資格などについて質疑がありました。

まちづくり推進部関係では、生ごみ処理の賃借料について、生ごみ処理機貸与後の状況、今後事業を進めていくのかについての質疑があり、脱炭素ロードマップの重点取組の中の１つとして事業を実施しており、昨年度は生ごみ処理機１８台分、３か月を１期として、２期分３６件の無料貸与を行った。利用者にアンケートを実施したところ、概ね好評をいただいている結果となった。今後、事業として継続していくについては、様々な継続の仕方があり、生ごみ処理を従来のように貸与する方法もあれば、購入代金を補助することなども考えられる、今後、アンケートの結果を参考にしながら事業を進めていきたいと考えているとのことでした。

また、ペットボトルの利用が増加する中、収集回数を増やすことについての質疑があり、月１回収集している月の収集回数を増やすと費用が増加することや、４月から水平リサイクルが開始されたことにより、資源ごみとしての買取り価格の上昇が考えられるため、町の収入、支出面を鑑みて、収集回数については検討していきたいとのことでした。

また、森林環境譲与税基金積立金の活用、道の駅の現状分析結果や課題、新規就農者育成総合対策事業補助金を受けている方の今後などについての質疑がありました。

教育委員会所管関係では、タブレット利用における学校のWi-Fi環境、タブレットの

買換え等の計画についての質疑があり、児童生徒1人1台タブレットを活用し、ICT教育を推進する中、Wi-Fi環境については各学校整備された状態となっている。また、令和4年度から家庭に持ち帰って学習が可能となっている。現在、利用はされていないが、家庭でWi-Fi環境が整っていない家庭については、Wi-Fiルーターを教育委員会から貸出しする事業も実施しているとのことでした。

また、たいしのってこバス、近鉄バスをスクールバスとして活用し、バス通学を可能とする考えについての質疑があり、文科省が定める適正配置基準があり、その中でスクールバスの利用など、通学実態の多様化を踏まえ、小学校では4キロ以内、中学校6キロ以内という通学距離の基準がある。スクールバスを配置するよりも、まずは距離の基準を重視し、必要性を今後検討していきたいとの考えでした。

その他、スクールサポーターの活動内容、ALT2名の役割分担、避難訓練、防災教育、研修の状況、学校プール開放事業の実施日数、監視員の人数などについての質疑がありました。

討論においては、反対、賛成、それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により認定することに決しました。

以上です。

○議長（山田 強君） ただいま、決算常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、総務まちづくり常任委員長の報告を求めます。

村井議員。

〔総務まちづくり常任委員長 村井浩二君 登壇〕

○総務まちづくり常任委員長（村井浩二君） それでは、私から総務まちづくり常任委員会に付託されました議案について、審議の結果を報告いたします。

議案第26号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議については、審議において、今回の水道企業団への加入に当たって、今までの経過と可決の状況は全会一致かとの質疑があり、令和3年から今回加入した5団体に、和泉市と東大阪市を加えた合計7市で協議を開始したが、

令和４年度に和泉市で否決された。翌年度６団体で協議を行った結果、前年度は可決した東大阪市で否決となったが、今回、和泉市と東大阪市を除いた５市で可決された。可決の状況は必ずしも全会一致ではなかったとのことでした。

その他、大都市が加入していない中で加入するメリットについての質疑があり、審議の結果、全員異議なく原案どおり可決されました。

認定第３号、令和５年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定については、審議において、令和４年度と比較して大きく変化している点についての質疑があり、収入において、鉄塔工事に伴う土地貸付料への約１０万円が皆増となっており、その他においては、ほぼ例年どおりとのことでした。

また、小作権の権利放棄についての質疑があり、昨年度で５件の放棄があり、その数は増加傾向で、全体の１９％が放棄されているとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり認定することに決しました。

認定第４号、令和５年度春日財産区特別会計歳入歳出決算認定については、審議において、令和４年度と比較して大きく変化している点についての質疑があり、支出において、大池のフェンス修繕費が皆減となっているとのことでした。

また、財産区の在り方や予算に対する町の考えについて質疑があり、財産区は、自主的な管理を行われている組織であり、今後も運営に関しては、管理会の中で適正に議論し、運営されていくものであるとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり認定することに決しました。

認定第７号、令和５年度太子町下水道事業会計決算の認定については、下水道事業会計の経営指標の推移について問う質疑があり、経常収支比率は昨年度に比べ改善しているが、経費回収率については収益的支出が増加したことにより、悪化しているとのことでした。

また、管渠の老朽化率に関する質疑については、磯長台地区の管渠が昨年度５０年経過したことによるものとのことでした。

その他、資本的支出の財源補填、磯長台の管渠更新工事の開始時期などについての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり認定することに決しました。

議案第２８号、太子町税条例中改正の件は、審議において、本改正による本町への影響について質疑があり、寄付金税額控除の公益信託の対象については、町内に事務所が

置かれていることが前提となっており、事務局が本町に存在しないため、影響がないとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（山田 強君） ただいま、総務まちづくり常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

中村議員。

〔福祉文教常任委員長 中村直幸君 登壇〕

○福祉文教常任委員長（中村直幸君） 福祉常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

議案第27号、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議については、審議において、今回の規約変更は全国的なものであるのか。また、後期高齢者に対し、マイナ保険証を強制するものであるのかとの質疑があり、全国広域連合において、規約中に被保険者証と規定があれば、構成する全市町村の各議会において規約の変更が必ず必要となる。また、資格確認書の取扱いをできるようにするための変更であり、マイナ保険証を強制するものではないとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

認定第2号、令和5年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、審議において、特定健診の受診率向上についての質疑があり、特定健診の受診率は37.3%で、受診率だけを見た場合、大阪府内で比較すると低いほうであるため、保険医療課といきいき健康課とで日々検討している。また、受診率向上の取組として、令和2年から夏に実施している集団健診に加え、2月にも集団健診を実施することや、令和6年度からは、新たな取組として、特定健診のカウントには入らないが、39歳以下の国保の被保険者の方を対象に、若年者に対する集団健診を実施し、若いうちから健診を受けることを習慣づけていただく取組を行っている。この取組によって、将来的に特定健診の受診率向上につなげていきたいと考えているとのことでした。

その他、収納率低下の原因、葬祭費に対する町独自の補助などについての質疑がありました。

討論においては、反対、賛成、それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により原案どおり認定することに決しました。

認定第5号、令和5年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、審議において、この数年、横ばいで推移していた保険給付費が、令和5年度は大きく伸びていることについて質疑があり、コロナが5類に移行したことによる社会情勢の変化が大きく影響していると考えられるとのことでした。

また、「食」の自立支援事業見守り業務委託の内容についての質疑があり、高齢者宅へ昼食を届けるサービスで、社会福祉協議会に委託した配食サービスであるとのことでした。

そのほか、基金の活用方法、大阪府の介護保険料が高くなる理由などについての質疑がありました。

討論においては、反対、賛成、それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により原案どおり認定することに決しました。

認定第6号、令和5年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、審議において、窓口でマイナ保険証に関する苦情があるのかとの質疑があり、住民から様々な相談や問合せをいただいている。その際には、マイナ保険証の利用は任意であり、マイナ保険証の利用を希望されない方には、今後、資格確認書を発行するという説明を行い、理解していただいているとのことでした。

討論においては、反対、賛成、それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により原案どおり認定することに決しました。

議案第30号、令和6年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第31号、令和6年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（山田 強君） ただいま、福祉文教常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、予算常任委員長の報告を求めます。

斧田議員。

〔予算常任委員長 斧田秀明君 登壇〕

○予算常任委員長（斧田秀明君） 予算常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

議案第29号、令和6年度太子町一般会計補正予算（第5号）については、審議において、物価高騰対応重点支援事業の利用券の対象者、利用用途、事業趣旨、不用額の取扱いについて質疑があり、1人当たり2千円分の公共施設や公共交通で利用可能な利用券を各世帯の人数分配布する事業で、対象期間は11月から3月末まで利用可能、公共施設利用としては、生涯学習センター、総合スポーツ公園、山本家住宅、万葉ホール、グラウンドゴルフ場、和みの広場。公共交通利用では、たいしのってこバスで利用可能であり、本事業において、現金配布は事業対象とならず、事業趣旨としては、日常的に公共施設や公共交通を利用されている方に関しては、物価高騰対応として。また、日常利用がない方については、これを機会に利用促進を図ることで、両側面から事業を進めていきたいと考えている。また、最終的に不用額が多い場合は、その分の給付費は補助金が受け取れないこととなり、予算計上としては、施設、公共交通を利用している年間換算の実績に加え、施設、公共交通の利用促進を加算した上で予算計上しているとのことでした。

そのほか、携帯トイレの備蓄、中学校への教育指定寄付金による積立金などについての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（山田 強君） ただいま、予算常任委員長から報告ありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、議案第26号について、討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第26号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議については、原案どおり可決されました。

次に、議案第27号について、討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

西田議員。

○3番（西田いく子君） おはようございます。

議案第27号、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、意見をつけて、賛成の立場で討論をいたします。

マイナ保険証は各地で様々な問題を露呈しています。高齢者はマイナ保険証の暗証番号を忘れてしまいます。発行、再発行に1か月ほどかかるといいます。マイナ保険証で資格確認ができず、預り金、自費を払わされた高齢者もいます。支払いのため、病院のカードリーダーにマイナ保険証を2回、3回かざしても反応せず、病院職員に「機械がうまく動かないときがある。紙の保険証はありませんかね」と言われたなど、従来の保険証では起こらなかったトラブルが各地で起こっています。

後期高齢者の方に保険料の決定通知が届けられ、同封されていた厚生労働省、大阪府後期高齢者医療広域連合の名が記入されているチラシには大きく、令和6年12月2日から現行の保険証は発行されなくなりますと、大きな文字で書かれています。読み進めれば、今回届いた保険証は令和7年7月31日まで有効です。保有していない方には資格確認書が交付されるなどと書かれています。この書き方では絶対に作らなければならないのか、不安を与えることになっています。

マイナ保険証は任意です。昨日の一般質問でも、あくまで原則であり、強制されるものではないとの答弁がありました。加えて、マイナ保険証の利用登録をやめたくなれば、10月末から各保険者に申請すれば利用登録の解除が可能になっています。丁寧な周知や対応に努めたい、こうおっしゃいました。丁寧に任意であること、解除できることを

啓発してください。

このように問題だらけのマイナ保険証ですが、今回の規約改正は、被保険者証及び被保険者資格証明書を資格確認書等に文言の改正を行うものであり、保険証代わりになる資格確認書が必要と考えるため、意見をつけての賛成の討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第２７号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第２７号、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議については、原案どおり可決されました。

次に、認定第１号について、討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

西田議員。

○３番（西田いく子君） 認定第１号、令和５年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

歳入歳出差引き額は２億３５７万６千円の黒字、実質収支は１億６千４４９万４千円の黒字、実質単年度収支は８千２６６万９千円の黒字、財政調整基金を積み増すなど、令和５年度も健全な黒字財政です。

コロナ禍で職員さんが感染症から身を守る努力をしながら、コロナ感染症対策の業務に追われている中、政府はマイナンバーカードを取得させるために、ポイント付与の利用促進策を推し進めました。マイナンバーカードを取得することは任意です。任意のカードを全国民に強要することは許されません。

また、大阪府はカジノ目的の万博をこり押しするために、府民の暮らしを顧みようとはせず、巨額の税金を使い続けています。国、府の政治がひどいときこそ、住民の暮らしを守るのが地方自治体、太子町の役割です。

２０２０年４月に田中町長が就任して以来、４年目の任期最後の決算となっています。

大阪維新の会が掲げる身を切る改革の下、町長の退職金全額カットを就任直後の臨時会で真っ先に行いましたが、切られてきたのは住民の身だったのではないのでしょうか。

令和５年度では、一時預かり利用支援補助金の支給や屈折検査機器の導入、幼稚園、小学校、中学校給食費無償化を恒久的に完全実施いたしました。３世代同居・近居支援補助金は増額補正をしてでも希望者に届く補助をするなど、振り返ってみても、４年間で子育て支援策が前進したことは評価させていただきます。

しかし、一方で、４月からこれまでどおり無料で使わせてほしいという住民の願いが根強いにもかかわらず、生涯学習センターを完全有料化いたしました。

金剛バスの突然の全路線廃止は太子町のみならず、南河内地域一帯に大きな衝撃を与えましたが、懸命な努力で１２月２１日から金剛バスに代わるバスを走らせることができました。この努力には敬意を表します。しかし、一方で、急ぐあまりに議会にも住民にも意見を聞くことなく、走らせることを最優先した路線運行バスの形態にもなっています。また、どさくさに紛れて、お出かけ支援事業補助、乗換え運賃補助を廃止しました。１６０円運転区間で１００円の割引チケットを使って外出していた高齢者は、２００円になり、３倍以上の負担になりました。

生涯学習センター使用料には一切の減免制度がありません。生涯学習センターも高齢者の皆さんが多く利用しています。子育て支援に力を入れながら、高齢者に対しては受益者負担を当たり前と住民の身を切らせてきたのではないのでしょうか。

国民健康保険料は令和６年度の府内統一に向けて大幅に引き上げられ、介護保険料は府内１０番目、後期高齢者は全国４番目、大阪府に住んでいるだけで、あまりにも保険料が高過ぎます。高過ぎる国民健康保険料、介護保険料の引下げ、減免制度の充実、中小零細企業への支援を進め、そのためにも住民サービスに欠かせない正規職員数を増やし、職員が働きやすい職場環境を整えることで、住民の福祉の増進を図る町政運営を求め、反対の討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

討論を許します。

辻本議員。

○７番（辻本博之君） 皆様、おはようございます。

認定第１号、令和５年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

本決算は、歳入総額が63億7千520万5千711円、歳出総額が61億7千162万9千967円、実質収支は1億6千449万3千743円の黒字決算となっています。

歳入では、市町村民税、固定資産税、府支出金が増額となったものの、地方交付税、国庫支出金の減収により、町全体として1億9千957万2千円の減収となる中、特定財源である地方債及び基金を効率的に活用するなど、令和5年度においても財政調整基金を取り崩すことなく、行財政運営に必要な財源の確保に工夫と成果が見られました。

一方、歳出では、金剛自動車の路線バス事業廃止という地方公共交通の危機的な状況に際して、富田林市、河南町、千早赤阪村と連携し、いち早く地域公共交通活性化協議会を設置し、交通基盤を確保するとともに、町のコミュニティバスにおいても路線を増やすなど、住民の移動手段を確保するため、迅速かつ的確な対応が行われています。

また、学校園給食費無償化や保育所の一時預かりの利用に対する保護者への助成、乳幼児健康診査に係る屈折検査機器の導入など、子どもや子育て世帯への経済的、社会的支援の充実を図りました。

また、各自治体が新型コロナウイルスワクチン接種を各病院での個別接種に変更する中、高齢者等の接種機会を確保するとともに利便性等を考慮し、引き続き町内での集団接種を行っています。

その他、高齢・障がい者福祉事業、健康づくり関連事業などの拡充に加え、老朽化した道路、橋梁施設の改修、循環型社会の実現に向けた家庭用生ごみ処理機の無償貸与など、多様化する行政需要に応えるべく、事業を着実に推進されています。

本年度においても、人口減少、物価高騰、能登半島地震などの大災害など、先行きを見通すことは依然困難ではありますが、様々な要因を考慮し、町の収入を堅実に見積もり、足腰の強い財政基盤の構築と住民誰もが安心して暮らせる魅力あるまちづくりに努められることを要望して、賛成討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

認定第1号を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立6名・反対2名〕

○議長（山田 強君） 起立 6 名、反対 2 名。起立多数でございます。

よって、認定第 1 号、令和 5 年度太子町一般会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定されました。

次に、認定第 2 号について、討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

西田議員。

○3 番（西田いく子君） 認定第 2 号、令和 5 年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

市町村が運営する国民健康保険は、国民の 4 人に 1 人が加入する保険で、国民皆保険制度を担う重要な役割を担っています。国保は加入者の約 8 割が非正規労働者や高齢者などの無職で、高齢化などで医療が増える一方、加入者に低所得者が多いなどの構造的な問題があり、国保料が年収の 1 割に上るなど、加入者の負担は限界に達しています。また、平均保険料は、4 人世帯の場合、同じ年収のサラリーマンの健康保険料の 2 倍にもなっています。

全国知事会、全国市長会などは、加入者の所得が低い国保が他の医療保険よりも保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとし、これを解決するため、公費投入、国庫負担を増やし、国保料を引き下げることが国に要望し続けています。

ところが、自民党政権は、2018 年度から、それまで市町村ごとに分かれていた国保の財政を都道府県に集約する国保の都道府県化を行いました。この制度改変の最大の狙いは、市町村が一般会計から国保会計に繰入れを行っている自治体独自の保険料軽減策をやめさせ、その分を住民の負担増に転嫁させることです。そのため、標準保険料率、保険者努力支援制度など、自治体独自の公費繰入れをやりにくくする様々な仕組みが導入されました。

特に大阪府では 2024 年度に統一国保にするという目的のために、2018 年度以降、国民健康保険料は上がり続けており、令和 6 年度の大阪府の保険料は全国一高い保険料となりました。

国民健康保険法の第 1 条に、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と明記されている社会保障制度です。国保が都道府県化されても、地方自治の本旨、自治体の条例制定権を定めた憲法の下、自治体が独自の公費繰入れを続けることは可能で、国や府がペナルテ

ィを科すこと自体が憲法違反です。

統一になれば、できることが限られてくるかもしれませんが、ため込まれた基金は、健康増進事業、予防事業に使うことができます。一部負担金減免制度の周知や低所得者などに医療機関が無料または低額な料金によって診療を行う無料低額診療事業への誘導など、現行制度内でもできることで、住民の負担を軽減するための努力をお願いいたします。何より全国一高い保険料となる大阪府の統一国保の引下げ中止を大阪府に求めるよう要望し、反対の討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

討論を許します。

森田議員。

○5番（森田忠彦君） 認定第2号、令和5年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

令和5年度の決算では、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行や社会保険の適用拡大により、被保険者数が大幅に減少した影響などにより、歳入歳出共に昨年度を下回る決算規模となっております。

このような中でも、歳入の柱である保険料においては、財政調整基金を繰入れすることにより、保険料上昇を一定抑制し、被保険者の保険料負担に配慮しつつも、必要な保険料を適切に確保しているほか、子育て世帯の負担軽減を目的とする出産育児一時金や産前産後保険料免除などの制度改正にも適切に対応している点は、特に評価できるものと考えます。

一方で、今後の事業運営に当たっては、1人当たりの医療費が令和4年度と同じく高い水準を維持していることから、適正な保険給付に努めるとともに、令和6年度から府内市町村で完全統一された保険料率による公平、公正な保険料の賦課を行うなど、引き続き被保険者の立場に立った運営を要望いたします。

また、財政調整基金の活用に当たっては、令和6年度から若年者健康診査事業を実施しておりますが、今後も国の指針や大阪府の運営方針を踏まえ、適切な保健事業に取り組むよう重ねて要望し、本決算の賛成討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

認定第2号を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立6名・反対2名〕

○議長（山田 強君） 起立6名、反対2名。起立多数でございます。

よって、認定第2号、令和5年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定されました。

次に、認定第3号について、討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第3号を委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号、令和5年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定されました。

次に、認定第4号について、討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第4号を委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号、令和5年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定されました。

次に、認定第5号について、討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

藤井議員。

○4番（藤井千代美君） 認定第5号、令和5年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

介護保険の利用料は、2000年の制度発足から1割負担が原則でした。しかし、1

5年に一定所得以上の人は2割負担され、18年には3割負担も導入されました。厚労省は、余裕がある人が対象などと負担増を正当化しましたが、実際は負担が増えて、介護サービスを削ったり、施設から退所したりした人は少なくありません。

また、要介護1、2の訪問・通所介護を保険対象から外し、市区町村が運営する総合事業に移行させています。総合事業は自治体によってサービスの内容や担い手の確保に大きな差があり、全ての利用者に同じ質のサービスが提供されない危険があります。要介護1、2の訪問・通所介護の保険外しは、介護状態を悪化させる高齢者を増やし、かえって介護給付費を膨張させることになります。高額な保険料を納めながら、いざ使おうと思えばサービスが受けられない介護保険制度になっています。

太子町では、第8期の保険料算定で全額基金を保険料に充てれば、少なくとも防ぐことができたのに5千万円しか基金を投入しませんでした。第8期が終わった決算年度末現在高は1億9千300万7千611円に膨れ上がっています。保険料を取り過ぎた結果の決算額が表れています。第9期では、基金を全額保険料引下げに使い、基金額で100円引き下げることができました。今後余った基金は、全額次期保険料引下げに使うことをぜひルール化してください。サービスが切り捨てられる一方で、保険料も改定ごとに値上がりし続けており、国民の負担は限界に達しています。制度の抜本的改革、国、府の財政支援を強く求めるよう要望して、反対の討論とします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

討論を許します。

斧田議員。

○1番（斧田秀明君） 認定第5号、令和5年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

令和5年度は、第8期介護保険事業計画の最終年度であり、社会が新型コロナウイルス感染症による非常事態からようやく平常モードに移行する中、介護サービスの利用も増加し、数年ぶりに給付の伸びが見られました。また、保険料及び給付実績に基づく国、府、支払基金、町、それぞれの負担割合による公費も適切に歳入されており、準備基金については、第9期事業計画に最大限活用することにより、保険料の伸びを抑制するなど、介護保険事業の持続可能性の点からも評価できるものです。

本町におきましては、これまでに経験したことのないスピードで高齢化が進行しており、介護予防を含めた介護サービスに対する住民のニーズは増加するとともに、多様化、

複雑化することも予想されます。高齢者やその家族が安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、今年度よりスタートした第9期介護保険事業計画の進捗管理を行い、安定した事業運営に取り組まれることを要望し、本決算に賛成いたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

認定第5号を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立6名・反対2名〕

○議長（山田 強君） 起立6名。反対2名。起立多数でございます。

よって、認定第5号、令和5年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定されました。

次に、認定第6号について、討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

藤井議員。

○4番（藤井千代美君） 認定第6号、令和5年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

2006年度の医療保険法改悪で創設された後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を後期高齢者として74歳以下の人と切り離し、都道府県などをつくる広域連合が運営する別枠の医療保険に強制的に加入させ、負担増や差別医療を押しつける高齢者いじめの制度です。2008年度の制度導入以降、2年ごとに保険料値上げが実施されており、令和2年、3年度の6千358円から114円増加で、令和4年度、5年度の被保険者1人当たり平均保険料額は全国平均で月額6千472円にもなりました。後期高齢者医療の保険料は約8割の人が年金から天引きされる特別徴収です。年金が18歳未満の場合や保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超える場合は、被保険者が保険者に直接支払う普通徴収にもなりますが、この普通徴収のほうが、滞納が全国的に増えてきています。月に1万5千円程度の年金か無年金などの低所得者が多く、後期高齢者医療だけでなく、介護保険料や消費税などで生活自体が厳しい実態があります。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで負担増と差別医療を押しつける希代の悪法です。2008年度にこの制度がス

タートした際に導入した保険料の軽減措置を打ち切り、低所得者への大幅な保険料引上げを強行した上に、窓口負担の２割への引上げです。こんな後期高齢者いじめの制度は廃止し、お金の心配なく医療にかかることができる制度への転換を求め、反対の討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

討論を許します。

辻本議員。

○７番（辻本博之君） 認定第６号、令和５年度太子町後期高齢者医療特別会計決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、急速な高齢化による医療費の増大に対処すべく、将来にわたって持続可能な社会保障制度とすることを目的に、府内市町村で構成する大阪府後期高齢者医療広域連合が主体となり、運営されております。団塊世代が後期高齢者医療制度への移行により、被保険者数が大幅に増加している中、本町では常に府内でトップレベルの保険料収納率を維持しておられます。一方で、保険料の軽減措置を行い、低所得者に対しても配慮するなど、後期高齢者医療制度の趣旨にのっとり、関係法令等に基づき、事業を適切に運営している点は、評価できるものと考えます。

今後も被保険者数の増加により事業規模の拡大が見込まれる中、大阪府後期高齢者医療広域連合と引き続き連携を密にし、医療費適正化への取組を強化するなど、適切な制度の運営を努められることを要望しまして、本決算の賛成討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

認定第６号を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立６名・反対２名〕

○議長（山田 強君） 起立６名、反対２名。起立多数でございます。

よって、認定第６号、令和５年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定されました。

次に、認定第７号について、討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第7号を委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号、令和5年度太子町下水道事業会計決算の認定については、原案どおり認定されました。

次に、議案第28号について、討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第28号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号、太子町税条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第29号について、討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第29号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号、令和6年度太子町一般会計補正予算（第5号）は、原案どおり可決されました。

次に、議案第30号について、討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第30号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号、令和6年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案どおり可決されました。

次に、議案第31号について、討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第31号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、第31号、令和6年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案どおり可決されました。

○議長（山田 強君） 次に、日程第14、議案第33号、太子町国民健康保険条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第33号、太子町国民健康保険条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が施行されることを受け、本年12月2日以降、現行の被保険者証の発行が終了することなどに伴い、太子町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容ですが、議案書の3枚目、新旧対照表をお願いいたします。

第28条は、番号法等の一部改正法の施行に伴い、国民健康保険法が改正され、条例に規定している引用条文に項ずれが生じることから、資格喪失時の届出を規定する「第9項」を「第5項」に改めるものでございます。また、被保険者証の廃止に伴い、国民健康保険法において被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料規定が削られることとなったため、本条例においても同様の改正を行っております。

次に、1頁戻っていただきまして、附則をお願いいたします。

まず、附則第1条の施行期日でございますが、この条例は、令和6年12月2日から施行することとしております。また、第2条では、被保険者証の返還に関する経過措置となっており、被保険者証の施行の日以降にした行為のうち、政令の規定において保険料を納付しない場合における被保険者証の返還については、従前の例によるとされていることから罰則の適用について経過措置を設けております。

内容の説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第33号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略します。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第33号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号、太子町国民健康保険条例中改正の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（山田 強君） 次に、日程第15、議案第34号、令和6年度太子町一般会計補正予算（第6号）、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第34号、令和6年度太子町一般会計補正予算（第6号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、議会の常任委員会における映像配信に要する経費の予算措置を行うものでございます。

それでは、補正予算書の1頁をお開き願います。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ26万4千円を追加し、総額を70億3千37万1千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、8頁、9頁をお願いいたします。

歳出についてご説明申し上げます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額26万4千円、事業別区分2、議会運営事業26万4千円は、12節委託料で、インターネット配信業務委託料でございます。

続きまして、歳入でございます。

6頁、7頁をお願いいたします。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額26万4千円、1節財政調整基金繰入金26万4千円は、財源調整として財政調整基金から繰入れを行うものでございます。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第34号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第34号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号、令和6年度太子町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（山田 強君） 次に、日程第16、議案第35号、副町長の選任について同意を求める件、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

町長。

○町長（田中祐二君） 議案第35号、副町長の選任について同意を求める件の提案理由を申し上げます。

令和4年3月の定例会におきまして、齋藤副町長の選任同意をいただき、以来、町政に対しご尽力をいただいておりますが、本年3月31日をもって退職されました。つきましては、後任副町長として、村岡篤氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。何とぞよろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第35号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略します。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第35号を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号、副町長の選任について同意を求める件は、原案のとおり同意されました。

ここで暫時休憩といたします。

（午前10時42分 休憩）

（午前10時43分 再開）

○議長（山田 強君） それでは、再開いたします。

ここで、副町長に選任されました村岡氏がお見えになられていますので、村岡氏の入場と発言を許します。

○副町長（村岡 篤君） ただいまご同意をいただき、副町長を拝命することになりました村岡でございます。

もとより微力ではございますけれども、田中町長のご指導の下、太子町の発展のために、誠心誠意努力してまいりたいと考えております。議会の皆様方におかれましては、何とぞ格別のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、私のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（山田 強君） 日程第17、閉会中の継続審査の申し出について、これを議題といたします。

配布しておりますとおり、議会運営委員長、広報特別委員長、観光拠点整備特別委員

長及び地域公共交通対策特別委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（山田 強君） 日程第18、勇退の挨拶について、これを議題といたします。

10月20日の町議会議員選挙を目前に控えているわけですが、今限りで議員を勇退される方につきまして、一言ご挨拶をいただきたいと思います。私も挨拶させていただきたいと思いますので、ここで進行を副議長と交代いたします。

○副議長（森田忠彦君） それでは、議長に代わり、進行いたします。

議員の在籍年数の短い順番でご挨拶をお願いいたします。

まず、藤井議員。

○4番（藤井千代美君） 体調に不安を抱えており、今期をもって議員を退任することになりました。

一住民になっても、太子町の発展のために微力ながら頑張っていきたいと思っています。皆様方も健康には十分にご留意していただきますよう祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。4年間、どうもありがとうございました。

○副議長（森田忠彦君） 次に、山田議員、お願いいたします。

○10番（山田 強君） 続きまして、山田でございます。

振り返れば、還暦で町議を拝命して20年、傘寿となりました。この間、住民の皆様をはじめ、理事者の皆さん、議員の皆さんに支えられ、また議長に5度もご推挙いただき、身に余る重責とともに本日を迎えることができました。本当にありがとうございました。

近代経済学を学び、社会に出ると時代は高度経済成長期、企業の戦士となり、弱肉強食の毎日でした。管理職になり、反骨精神で脱サラ、経営が順調になった頃、友に後押しされ、議員を拝命、住民の声を町政に届けるのが議員の仕事とがむしゃらに頑張りました。そして、議員の使命は、町政の監視など、多岐にわたることを知りました。生産

と分配という言葉がございます。目前にあるのは、避けて通れない人口減少問題、自治体間の人口争奪戦でございます。また、ふるさと納税寄付金も税金の取り合い合戦でございます。まさにサドンデス。知恵ある者は勝ち、行動する者は成果を出し、稼ぎを分配する。成長がなければ、誰一人取り残さない世の中の実現は難しい。経済の中心が製造業からサービス業に移行する。第4次産業革命はデジタル過ぎてついていくのに青息吐息でございます。時代は大きく変化しています。後進のデジタルな若い頭脳に議会を託したいと思います。

最後に、今期で議員を辞することになります。太子町政のますますの発展と二元代表制の下、住民に期待される議会を希求して、退任の挨拶とさせていただきます。長い間ありがとうございました。

○副議長（森田忠彦君） 次に、建石議員、よろしくお願いします。

○2番（建石良明君） 今回、私は今期限りで議会議員生活を引退いたします。

住民の皆様方には、私を正しく理解していただき、またいろんなことにおいても、ご指導いただきました。思えば、1999年、平成11年2月から、長きにわたり私を支えていただきました太子町住民の皆様方には、大変ありがたく思っております。また、私のいろんな提言に対して、いろんな事業を実現できましたことは、歴代町長をはじめとする理事者の方々、また私の提言をよく理解していただき、ご苦勞いただきました職員の皆様方に対しても、感謝とお礼を申し上げます。今後は、一住民として、太子町行政及び太子町議会を皆様方と一緒に注視していきます。期待していただきたいと思います。住民の皆様方、ありがとうございました。

○副議長（森田忠彦君） 建石議員、山田議長、藤井議員におかれましては、町政の牽制役、福祉施策の向上など、住民の方々のために多大なる尽力をいただき、太子町議会議員一同、大変感謝しております。第一線を引かれることになりますが、今後のご健康とますますのご活躍をお祈りいたします。

ここで議長と進行を交代いたします。

○議長（山田 強君） 以上で、本日の日程は全て終了し、令和6年第3回定例会に付議されました事件は全て議了しました。

閉会に先立ち、町長から発言を求められていますので、発言を許します。

町長。

○町長（田中祐二君） 令和6年第3回定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

去る2日に開会以来、議員の皆様におかれましては、本会議並びに委員会におきまして、慎重なご審議を賜り、おかげをもちまして、提出いたしました全ての案件につきまして、原案どおり認定、ご議決並びに同意を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会中に議員の皆様からいただきましたご意見等を十分に踏まえながら、引き続き町政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

さて、先日の台風10号につきまして、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。今回の台風は迷走台風と言われており、従来の台風と比べてもスピードが遅く、進路予測は非常に難しい台風でございました。その影響もあり、記録的な大雨と強風をもたらし、多くの地域で浸水や土砂災害による大きな被害が発生いたしました。今回の台風は、本町においては、幸い被害はありませんでしたが、台風シーズンが到来しておりますので、今後も台風を含めた災害に対して警戒は怠ってはいけないと改めて感じております。

その一方で、これから秋にかけて、竹内街道灯路祭りや文化祭、ふれあいT A I S H Iなど、様々なイベントが開催をされますので、好天に恵まれることを願いながら、ぜひこの機会に、多くの住民や観光客の方々に太子町を楽しんでいただきたいと思いますと考えております。

さて、来月27日には町議会の今任期を迎えます。議員の皆様におかれましては、任期中、住民の負託に応え、町政の進展と住民福祉向上のため、ご尽力を賜りましたこと、改めて敬意と感謝を申し上げます。また、選挙に立候補される皆様には、再びご当選の栄を得られますよう、心よりご祈念を申し上げます。

また、太子町議会で町の発展に尽力されてきた建石良明議員、山田強議員、藤井千代美議員の各氏におかれましては、今期をもってご勇退されるとのことでございます。これまでに多大なご貢献を賜りましたこと、心から感謝と敬意を申し上げます。これからは議員としての豊富な経験を活かし、ふるさと太子のためにお力を貸していただきますとともに、倍旧のご指導、ご協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げ、感謝の言葉とさせていただきます。

最後になりますが、議員の皆様におかれましては、今後ますますご多忙を極める時期になりますが、まだまだ残暑が続き、体調管理に気を遣う季節でもあります。お体には

十分留意され、ますますご活躍をいただきますよう、ご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（山田 強君） 藤井議員、建石議員におかれましては、今期限りで勇退されることで、お疲れさまでございました。引退後におかれましても、太子町の町政を見守っていただき、今後ともご意見いただければと思います。

去る９月２日に開会して以来、本日までの１９日間、提出されました議案につきまして、慎重に審議をいただき、厚くお礼申し上げます。

理事者各位におかれましては、本会議、あるいは委員会における各議員からの指摘並びに意見を尊重していただき、事務執行に反映されますよう要望いたします。

それでは、これをもちまして、令和６年第３回太子町議会定例会を閉会いたします。

（午前１１時００分 閉会）

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容の正確なものであることを証明するため、ここに署名する。

太子町議会議長

山 田 強

太子町議会副議長

森 田 忠 彦

太子町議会議員

村 井 浩 二

太子町議会議員

辻 本 博 之